

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
1-1	624	平成20年4月18日 (情報公開第00854号) (甲2)	拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸 (乙A179)	17頁(-17-)の「韓国船主代表宛の『保管費支払請求書』と題する書面」中の2行目～6行目の6か所(なお、最終行に記載された韓国船主代表の氏名及びその前段記載の請求者の氏名及び「長崎県壱岐郡」以下の肩書地の不開示部分は法5条1号による不開示部分である。)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-2	638	平成20年4月18日 (情報公開第00854号) (甲2)	日韓船舶問題解決方策に関する問題点 (討議用資料) (乙A180)	2頁～7頁(-1-)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分)及び8頁(-2-)上から9行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-3	639	平成20年4月18日 (情報公開第00854号) (甲2)	日韓会談における船舶問題の処理方針 (案) (乙A181)	6頁～12頁(-5-)に「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-4	374	平成20年5月2日 (情報公開第00804号) (甲5)	韓国の対日請求要綱関係資料 (乙A21)	12頁(-12-)～15頁(-15-), 16頁直後の1枚, 20頁(-19-), 23頁(-22-), 26頁(-25-)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-5	375	平成20年5月2日 (情報公開第00804号) (甲5)	旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件 (乙A182)	8頁(-8-)最終行の5文字及び9頁(-9-)初行の6文字, 2行目の3文字, 3行目の11文字及び5行目～10行目		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-6	376	平成20年5月2日 (情報公開第00804号) (甲5)	日韓関係想定問答 (未定稿) (乙A183)	17頁(-17-)下から2行分 23頁(-23-)の右葉(本文43頁)下から6行目～未行及び24頁(-24-)の左葉(44頁)初行～5行目の合計11行分 24頁の右葉(45頁)2行目～14行目の合計約13行分 27頁(-27-)の左葉(50頁)下から4行分 29頁(-29-)の左葉(54頁)4行目～8行目の合計5行分 29頁の下3行分及び右葉(55頁)全部 30頁(-30-)の左葉(56頁)下から6行目及び最終行～同頁の右葉(57頁)7行目 30頁下から4行目～31頁(-31-)の左葉(58頁)8行目 31頁の右葉(59頁)下から6行目～32頁(-32-)の左葉(60頁)10行目 32頁の右葉(61頁)下から9行目～最終行並びに33頁(-33-)の左葉(62頁)全部及び同頁の右葉(63頁)6行目 34頁(-34-)の左葉(64頁)下から9行目～最終行及び同頁の右葉(65頁)2行目の合計約11行分 34頁下から6行目～最終行及び35頁(-35-)の左葉(66頁)6行目まで 37頁(-37-)右側6箇所 - 1 39頁(-39-)の左葉(74頁)下から約13行目～最終行 - 2 39頁の右葉(75頁)1行目の14行分並びに同葉下から4行分 40頁(-40-)左葉(76頁)3行目以下の約1頁分		欄記載の不開示部分のうち, - 1	欄記載の不開示部分のうち, - 2,	被告準(14)別表9
1-7	379	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	韓国国宝古書籍目録, 日本各文庫所蔵	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-8	380	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	韓国国宝古書籍目録(第二次分)	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-9	381	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	日本所在 韓国国宝美術工芸品目録	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-10	382	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-11	383	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	返還請求韓国文化財目録	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通し番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-12	384	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	伊藤博文蒐集高麗陶磁器目録	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-13	385	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	Z 2 3 4 文庫中官府記録目録	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-13-2	391	平成20年5月2日 (情報公開第00805号) (甲7)	日韓国交正常化交渉(奈文作成交渉と日韓条約諸協定の調印) (乙A87)	359頁～381頁(「358」に「次頁以下23頁不開示」と記載された部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9 通し番号2-3
1-14	453	平成20年5月2日 (情報公開第00821号) (甲9)	日韓会談首席代表非公式会合記録(第11～15回) (乙A184)	20頁(「20」)の5行目からの約3行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-15	525	平成20年5月2日 (情報公開第01104号) (甲10)	日韓会談重要資料集(乙A185,274)	52頁(「51」に「次頁不開示」と記載されている部分)の約7行分, 55頁(「54」)の下から6行目の約半行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分のうち,	欄記載の不開示部分のうち,	被告準(14)別表9
1-16	526	平成20年5月2日 (情報公開第01104号) (甲10)	日韓会談重要資料集(続) (乙A186)	90頁(「89」に「次頁不開示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-17	531	平成20年5月2日 (情報公開第01104号) (甲10)	日韓会談問題別経緯(2)(漁業問題)(その3) (乙A187)	115頁(「115」)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表12
1-18	533	平成20年5月2日 (情報公開第01104号) (甲10)	日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題) (乙A188)	14頁(「14」)13行目～15行目の3行分 62頁(「62」)10行目～12行目の3行分 70頁(「70」)14行目の約7文字分 74頁(「74」)11行目～17行目の7行分		欄記載の不開示部分のうち, ~	欄記載の不開示部分のうち,	被告準(14)別表9
1-19	609	平成20年5月2日 (情報公開第00853号) (甲11)	朝鮮関係船舶の引渡問題について (乙A189)	16頁(「16」)の左から4行目の11文字分 38頁(「38」)右から5行目～8行目の8文字分, 9文字分, 7文字分, 5文字分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-20	615	平成20年5月2日 (情報公開第00853号) (甲11)	船舶会談の対策打合せ (乙A190)	8頁(「8」)2行目の6文字分, 23頁(「23」)5行目の11文字分 27頁(「27」)8行目の12文字分 29頁(「29」)8行目の4文字分及び9行目の5文字分 30頁(「30」)1行目の13文字分, 6行目の5文字分, 6行目～7行目の14文字分, 8行目の3文字分 33頁(「33」)10行目3文字分, 10行目最後の1文字～34頁(「34」)1行目11文字の12文字分, 1行目最後の2文字～2行目4文字の6文字分, 3行目4文字分及び6文字分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-21	619	平成20年5月2日 (情報公開第00853号) (甲11)	船舶問題 (乙A191)	1頁(「1」)の枠外の8文字分, 2頁(「2」)1行目の9文字分及び3行目の4文字分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-22	824	平成20年5月2日 (情報公開第01128号) (甲12)	韓国によるだ捕漁船の問題について (乙A192)	2頁(「2」)の10行目～19行目の約7行分, 4頁(「4」)下から約6行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-23	830	平成20年5月2日 (情報公開第01128号) (甲12)	日韓漁業問題の解決策について (乙A193)	5頁(「5」)の約4行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表12

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-24	833	平成20年5月2日 (情報公開第01128号) (甲12)	外相会談における日本側発言内容(漁業関係)(第1次案)(乙A194)	4頁(-4-)右葉約7行分、 5頁(-5-)の右葉下から約8行~6頁(-5-)に「次頁不開示」と記載されている部分)左葉2行目の約10行分、 23頁(-22-)の右葉7行目~13行目の約7行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-25	968	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	池田総理、朴正熙議長会談要旨(乙A195)	3頁(-3-)下から約5行目~4頁(-4-)3行目の約8行分及び12頁(-12-)4行目からの約8行分 5頁(-5-)2行目~4行目の約3行分及び14頁(-14-)2行目からの約3行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-26	971	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	日韓請求権問題(乙A196)	3頁(-3-)8行目~14行目の約6行分 8頁(-8-)の最終行~9頁(-9-)8行目の約9行分 10頁(-10-)2行目、4行目及び6行目~8行目の約3行分 12頁(-12-)1行目、8行目、9行目、11行目及び枠外の5か所 13頁(-13-)下から3行目~2行目の6文字分及び最終行の約1行分 17頁(-17-)3行目~9行目の約7行分 18頁(-18-)2行目の約1行分、3行目~5行目の約2行分、6行目~10行目の約5行分及び19頁(-19-)1行目の約6文字分 19頁(-19-)9行目の約7文字分 23頁(-23-)1行目~9行目の約8行分 24頁(-24-)3行目~最終行の約8行分 25頁(-25-)3行目~4行目の約1行分 26頁(-26-)2行目の5文字分 46頁(-46-)1行目~2行目の約1行分 46頁(-46-)最終行~47頁(-47-)3行目の約4行分 49頁(-49-)6行目~8行目の約1行分 53頁(-53-)14行目~16行目の約2行分及び18行目~20行目の約2行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-27	1037	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓予備会議開催(乙A93)	11頁(-11-)末の約2行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9、34 通し番号2-9
1-28	1043	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓国交調整処理方針(乙A197)	1頁(-1-)最終行~2頁(-1-)に「次頁不開示」と記載されている部分)の約5行分、 11頁(-10-)1行目~12頁(-11-)5行目の約10行分 16頁(-15-)2行目~4行目の約3行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-29	1044	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓関係調整方針(乙A198)	2頁(-1-)に「次頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-30	1046	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓會談再開に関する第1回省内打合せ談事録(乙B94)	6頁(-6-)1行目~5行目の約4行分 18頁(-18-)5行目及び6行目の約2行分 25頁(-25-)4行目の11文字分 38頁(-38-)の上部欄外の13文字分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。		欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9、12、17、32 通し番号2-10
1-31	1047	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓関係調整に関する関係関係了解(乙A199)	1頁(-1-)の10行目~2頁(-2-)の1行目、2行目の約4行分、 11頁(-11-)右から7行目~12頁(-12-)の5行目の約10行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9、30

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-32	1048	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱 (乙A200)	4頁(- 4 -) 3行目～7行目の約5行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-33	1049	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約 (乙A201)	8頁(- 8 -) 4行目～9行目の約6行分 11頁(- 11 -) 右から4行目～12頁(- 11 - に「次頁不開示」と記載されている部分)の約12行分 13頁(- 12 -) 左から6行目～最終行の約5行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-34	1053	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案) (乙A202)	7頁(- 7 -) 右から5行目～12行目の約8行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-34-2	1054	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談無期休会案 (乙A96)	10頁(- 10 -) 左から3行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 34 通し番号2-12 10頁(- 10 -) 左から3行分については、不開示理由2に加え、不開示理由1を追加して主張する。
1-35	1056	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓交渉処理方針 (乙A203)	7頁(- 7 -) の左から6行目～8頁(- 8 -) 右から約3行目の約9行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-36	1060	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓交渉処理方針 (乙A204)	8頁(- 8 -) 左から6行目～末行の約9行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-37	1061	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談双方主張の現状 (乙A205)	11頁(- 11 -) 5行目～12頁(- 12 -) 2行目			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-38	1064	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓関係 (乙A206)	4頁(- 4 -) 左から2行目～5頁(- 5 -) 右から1行目の約2行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-39	1066	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談再開に関する提案 (乙A207)	8頁(- 8 -) の4行目, 5行目の約2行分 13頁(- 13 -) 4行目～14頁(- 14 -) 1行目の約3行分 16頁(- 16 -) 5行目～9行目の約4行分(なお, 16頁に記載されている英文の内容は, 13頁～14頁の記載内容と同一であり、不開示部分(16頁5行目～9行目の約4行分)の内容も, 13頁左から2行目～14頁右から1行目の約3行分の不開示部分の内容と同一である。)		欄記載の不開示部分のうち, ,	欄記載の不開示部分のうち,	被告準(14)別表9
1-40	1069	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について (乙A208)	16頁(- 16 -) 3行目～5行目の約3行分 19頁(- 19 -) 5行目～9行目の約4行分(なお, 19頁に記載されている英文の内容は, 16頁の記載内容と同一であり、不開示部分(19頁5行目～9行目の約4行分)の内容も, 16頁右から3行目～5行目の約3行分の不開示部分の内容と同一である。)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-41	1070	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	対韓関係当面の対処方針(案) (乙A47)	20頁(- 20 -) 10行目及び最終行の約2行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 14 通し番号3-4
1-42	1146	平成20年5月2日 (情報公開第01120号) (甲19)	在日韓国人の法的地位及び処遇関係 (乙A209)	24頁(- 24 -) の18行目及び最終行の約2行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表32
1-43	1166	平成20年5月2日 (情報公開第01005号) (甲20)	日韓予備交渉(第26～30回会合) (乙A210)	36頁(- 36 -) 10行目～37頁(- 37 -) 3行目の約13行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表32, 34
1-44	1167	平成20年5月2日 (情報公開第01005号) (甲20)	日韓予備交渉(第31～40回会合) (乙A211)	33頁(- 33 -) 5行目の12文字分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
1-45	1171	平成20年5月2日 (情報公開第01005号) (甲20)	日韓予備交渉(第5 1～60回会合 (乙A99))	50頁(-50-)8行目～51 頁(-51-)3行目の約14行分 66頁(-66-)4行目～17 行目の約14行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9, 12 通し番号2-16
1-46	1297	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	焼却日銀券 (乙A212)	2頁(-2-)3行目以降の20頁 分(ただし, 2頁(-2-)～4頁 (-4-)及び9頁(-5-), 1 2頁(-6-), 15頁(-7- -), 17頁(-8-)～21(- 12-)は, 部分開示されている部 分を除く。)		欄記載の不開示部分の うち, 次の部分 ア 英文部分中の次の部 分 (7) 「April 22, 1946」との書き出し の文書 (イ) 「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」 と題する文書 (9) 「November 14, 1947」との書き出しの文 書 イ 日本語部分中の次の 部分 「鑑定事項」と題す る文書中の不開示部分の うち, 上記(7)から(9)ま での日本語訳と同一の部 分	欄記載の不開示部分の うち, 欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 4
1-47	1298	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	請求権についての法 律問題 (乙A102)	2頁(-2-)4行目～8頁(- 2-)に「次頁以下6頁不開示」と記 載されている部分)の約7頁分, 46頁(-40-)の5行目～7 行目の約2行分 47頁(-40-)に「次頁不開 示」と記載されている部分)の約4 行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9, 15 通し番号2-19
1-48	1299	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	在外財産と渉外債務 (乙A213)	6頁(-5-)に次頁不開示」と記載 されている部分)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-49	1300	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓請求権問題に関 する分割処理の限界 (乙A214)	4頁(-4-)5行目～8頁(-4 -)に「次頁以下4頁不開示」と記載 されている部分)約4頁3行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-50	1301	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	相互放棄の表現方式 について (乙A215)	1頁(-1-)2行目～14頁 (-1-)に「次頁以下13頁不開 示」と記載された部分)の約14頁 分 30頁(-17-)左から2行目 ～31頁(-17-)に「次頁不開 示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-51	1304	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓請求権問題の 種々相 (乙A216)	3頁(-3-)の4行目, 5行目 の約1行分 4頁(-4-)の冒頭から約4行 分 10頁(-10-)の上部欄外部 分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-52	1305	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	韓国のステイタスと 我が国の立場 (乙A217)	15頁(-15-)4行目～16頁 (-16-)1行目の約5行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-53	1306	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓間請求権特別取 極の諸様式について (乙A104)	4頁(-4-)2行目, 3行目の 約2行分 7頁(-7-)1行目, 2行目の 約1行分 10頁(-10-)の3行目～5 行目の約2行分 12頁(-12-)の4行目, 5 行目の約1行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9 通し番号2-21
1-54	1307	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	サン・フランシスコ 条約に用いられた 「財産」及び「請求 権」の用語の意味	全部		欄記載の不開示部分の うち, 平和条約4条の用 語の解釈に関する部分	欄記載の不開示部分の うち, 欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9
1-55	1308	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓請求権の計数的 比較 (乙A218)	1頁(-1-)4行目～3頁(-3 -)の約3頁分 5頁(-5-)冒頭の約3行分, 5頁(-5-)7行目～6頁(-6 -)1行目の約2行分 11頁(-11-)2行目からの 約3行分 12頁(-12-)2行目以後の 約4行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9

不開示決定					当裁判所の判断		備考欄	
通し番号	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
1-56	1309	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	韓国の地金銀返還要求 (乙A219)	2頁(- 2 -) の4行目以後の約2行分 3頁(- 3 -) 2行目, 3頁(- 3 -) 3行目の11文字分 3頁(- 3 -) 5行目の10文字分 4頁(- 4 -) 未行の4文字分 5頁(- 5 -) 欄外3行分 5頁(- 5 -) 1行目の6文字分 5頁(- 5 -) 1行目～2行目の10文字分 5頁(- 5 -) 3行目の10文字分 10頁(- 10 -) 13頁(- 13 -) の10か所 14頁(- 14 -) の7文字分 15頁(- 15 -) の7文字分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-57	1310	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	韓国の対日請求権の内容 (乙A220)	5頁(- 5 -) ～9頁(- 9 -)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-58	1340	平成20年5月2日 (情報公開第01089号) (甲24)	日韓会談説明用資料 (乙A48)	11頁(- 10 -) の約2行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 14 通し番号3-7
1-59	360	平成20年5月9日 (情報公開第00597号) (甲26)	小坂大臣, Z222 院長会談記録 (乙A20)	13頁(- 13 -)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-60	386	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	宮内庁書陵部所蔵の書籍 (乙A107)	昭和38年3月11日付け「Z31参事官の宮内庁書陵部住訪の件」と題する文書にある4頁(- 4 -) の約3行分 昭和39年3月11日付け「宮内庁図書の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する文書にある29頁(- 24 -) に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分のうちの最後の頁(その前4頁は「不開示理由2の番号27」に該当)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30 通し番号2-27
1-61	387	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	宮内庁書陵部所蔵目録	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-62	390	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	郵便文化財の回収問題 (乙A221)	8頁～14頁(- 7 - に「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分) 20頁(- 13 -) 左側 25頁(- 18 -) の7文字分, 26頁(- 19 -) の1行分, 30頁(- 23 -) の7文字分, 33頁(- 26 -) の2か所, 28頁(- 21 -) 表題の一部, 品名欄及び備考欄, 35頁(- 28 -) 表題の一部, 品名欄及び備考欄		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-63	458	平成20年5月9日 (情報公開第00822号) (甲29)	文化財会合記録(引渡し品目) (乙A222)	4頁(- 4 -) 9頁(- 9 -) 2行目～10頁(- 10 -) 下から2行目 19頁～21頁(- 18 - に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分), 33頁～38頁(- 29 - に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分), 42頁～50頁(- 32 - に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-64	477	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓会談の概要 (乙A223)	47頁(- 47 -) の約5行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-65	479	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	第二次日韓会談概要 (乙A224, 270)	23頁(- 19 -) の約1行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-66	481	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓会談の経緯 (乙A225, 271)	27頁(- 27 -) 約1行分 31頁(- 31 -) 約1行分 61頁(- 61 -) 147頁(- 143 -) 約1行分 171頁目(- 167 -) 約3行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-67	482	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓会談の経緯(その二) (乙A226)	4頁(- 4 -) の約1行分 5頁(- 5 -) の約1行分		欄記載の不開示部分のうち,	欄記載の不開示部分のうち,	被告準(14)別表9, 13
1-68	484	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓会談の経緯(その三) (乙A35)	63頁(- 63 -) (左上に「61」と記載)の約2行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
1-69	506	平成20年5月9日 (情報公開第01100号) (甲31)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説七 (乙A108)	99頁(-99-)の約6行分 177頁(-177-), 179 頁(-179-)~186頁(-18 6-)の表の「大蔵省案の『試算 額』, 『試算の根拠』, 外務省案の 『試算額』, 『注』の各欄の記載部 分」 188頁(-188-)の約3行 分, 189頁(-189-)の約3行 分 - 1 198頁~200頁(-1 97-)に「次頁以下3頁不開示」と 記載されている部分) - 2 201頁(-198-), 202頁~203頁(-198-に 「次頁以下2頁不開示」と記載され ている部分) 218頁(-213-)の約7行 分 259頁~260頁(-253- に「次頁以下2頁不開示」と記載さ れている部分)		欄記載の不開示部分の うち, ~, -2,	欄記載の不開示部分の うち, -1,	被告準(14)別表 9 通し番号2-28
1-70	517	平成20年5月9日 (情報公開第00829号) (甲32)	自民党8議員及びZ 17局長の訪韓関係 会談記録 (乙A227)	26頁(-26-)の約8行分 31頁(-31-)の約4行分, 32頁(-32-)の約5行分, 3 3頁(-33-)の約2行分		欄記載の不開示部分の うち, 次の部分 アイのうち, 下記の不開 示部分 - 1及び不開 示部分 - 2に相当する 部分(31頁(-31 -)の約4行分) 記 「自分の一試算として は, ■■■不開示部分 - 1 ■■■資金の枠を用 意し, これらを合わせ て, 年■■■不開示部分 - 2 ■■■ドルという ことにする位がよいとこ ろではないだろうか。」	欄記載の不開示部分の うち, 欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9
1-71	539	平成20年5月9日 (情報公開第01106号) (甲34)	第一回請求権分科会 に関する打合せ会次 第 (乙A228)	11頁(-11-)約3行目から 12頁~15頁(-11-に「次頁 以下4頁不開示」と記載されている 部分)及び16頁(-12-)1行 目 19頁(-15-)4行目から2 0頁~22頁(-15-に「次頁以 下3頁不開示」と記載されている部 分)及び23頁(-16-)2行目 39頁(-32-)の約4行分及 び41頁(-34-)の約3行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-72	542	平成20年5月9日 (情報公開第01106号) (甲34)	請求権問題交渉の中 間段階における対処 要領 (乙A229)	9頁(-9-)最終行~11頁 (-9-に「次頁以下2頁不開示」 と記載されている部分) 12頁(-10-)冒頭から6行目			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-73	565	平成20年5月9日 (情報公開第00847号) (甲35)	朝鮮人教育の概要 (乙A230)	3頁(-3-)約1行分 8頁~19頁(-7-に「次頁以 下12頁不開示」と記載されている 部分) 101頁(-80-)最後の約3 行分~102頁(-81-)3行目			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 34
1-74	567	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財の提供に ついて (乙A231)	12頁~25頁(-11-に「次頁 以下14頁不開示」と記載されてい る部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-75	570	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財に関する 件 (乙A232)	16頁(-16-)の約1頁		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-76	572	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財の引渡し (乙A233)	15頁(-15-)の約9行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-77	573	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財問題に関 する第1回省内打合 会 (乙A234)	3頁(-3-)の約5行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-78	576	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	日韓会談文化財小委 員会 (乙A235)	11頁(-11-)の約8行分 17頁(-16-に「次頁不開 示」と記載されている部分)~18 頁(-17-)1行目 - 1 22頁(-21-)約17 行分 - 2 23頁(-22-)約5行 分 - 3 24頁(-23-)約4行 分		欄記載の不開示部分の うち, -3	欄記載の不開示部分の うち, , , -1, -2	被告準(14)別表 30

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	
1-79	578	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	日韓会談文化財問題 に関する省内打合会 (乙A236)	9頁(- 9 -) 約8行分		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30
1-80	583	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	文化財保護委員会Z 51氏との会見報告 (乙A237)	17頁～18頁(- 16 - に「次 頁以下2頁不開示」と記載されて いる部分) 26頁(- 23 - に「次頁不開 示」と記載されている部分) 29頁～39頁(- 25 - に「次 頁以下11頁不開示」と記載されて いる部分) 41頁～51頁(- 26 - に「次 頁以下11頁不開示」と記載されて いる部分)			被告準(14)別表 30
1-81	584	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	韓国関係文化財調査 に関する打合 (乙A238)	15頁～19頁(- 14 - に「次 頁以下5頁不開示」と記載されて いる部分) 22頁～31頁(- 16 - に「次 頁以下10頁不開示」と記載されて いる部分) 46頁～50頁(- 30 - に「次 頁以下5頁不開示」と記載されて いる部分)			欄記載の不開示部分の うち、欄に掲げた部分以 外の部分
1-82	586	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	Z303文庫につい て (乙A239)	7頁～16頁(- 6 - に「次頁以 下10頁不開示」と記載されて いる部分) 38頁～39頁(- 27 - に「次 頁以下2頁不開示」と記載されて いる部分)		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30
1-83	587	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	Z35文庫の所蔵の 韓国書籍について (乙A240)	3頁～83頁(- 2 - に「次頁以下 81頁不開示」と記載されて いる部分)の総数81頁		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30
1-84	588	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	東京国立博物館所蔵 韓国所出品 (乙A241)	2頁～30頁(- 1 - に「次頁以下 29頁不開示」と記載されて いる部分)の総数29頁		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30
1-85	589	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	韓国関係重要文化財 一覧	全部		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30
1-86	591	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	韓国文化財の現状等 に関する調査 (乙A242)	3頁(- 3 -) 11行目～5頁 (- 3 - に「次頁以下2頁不開示」 と記載されている部分) 12頁(- 10 -) 約8行分 16頁(- 14 -) 約2行分 20頁(- 17 - に「次頁不開 示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30
1-87	592	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	Z35文庫Z34博 士との懇談記録 (乙A243)	6頁(- 6 -) 下から2行目～7頁 (- 7 -) 3行目		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30
1-88	595	平成20年5月9日 (情報公開第00850号) (甲38)	文化財及び文化協力 に関する日本国と大 韓民国との間の協定 付属書説明 (乙A244)	2頁(- 2 -) 約6行分及び3頁 (- 3 -) 約4行分		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30
1-89	596	平成20年5月9日 (情報公開第00850号) (甲38)	文化財及び文化協力 に関する日本国と大 韓民国との間の協定 付属書説明補足資料 (乙A245)	2頁(- 2 -) ～15頁(- 15 -) の各頁のほぼ中央に位置する部分		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	
1-90	604	平成20年5月9日 (情報公開第00851号) (甲39)	韓国へ船舶返還 (乙A246)	2頁(-2-)本文6行目「金」以下約1行分 3頁(-3-)約13行分 4頁(-4-)約6行分 13頁(-12-)に「次頁不開示」と記載されている部分) 19頁(-18-)本文6行目「金」以下約1行分 20頁(-19-)約13行分 21頁(-20-)6行目～11行目 30頁(-28-)に「次頁不開示」と記載されている部分) 35頁(-33-)本文6行目「金」以下約1行分 36頁(-34-)13行目～37頁(-35-)2行目 38頁(-36-)約6行分 49頁(-47-)本文7行目「金」以下約1行分 51頁(-48-)に「次頁不開示」と記載されている部分) 57頁(-54-)本文6行目「金」以下約1行分, 58頁(-55-)13行目～59頁(-56-)1行目 60頁(-57-)約6行分 70頁(-67-)17行目～71頁(-68-)13行目		欄記載の不開示部分の全部	

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-91	650	平成20年5月9日 (情報公開第00858号) (甲40)	日韓予備交渉第1～10回会合記録 (乙A247)	2頁(-2-) 3頁(-3-) 6頁(-6-) 7頁(-7-) 8頁(-8-) 9頁(-9-) 10頁(-10-) 20頁(-20-) 21頁(-21-) 22頁(-22-) 24頁(-24-) 31頁(-31-) 32頁(-32-) 39頁(-39-) 46頁(-46-) 47頁(-47-) 71頁(-71-) 72頁(-72-)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-92	652	平成20年5月9日 (情報公開第00858号) (甲40)	日韓予備交渉第21回～25回会合記録 (乙A51)	5頁(-5-) 15行目8文字分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,14 通し番号3-12
1-93	660	平成20年5月9日 (情報公開第00922号) (甲41)	財産請求権問題処理要領 (乙A248)	1頁(-1-)約6行分 2頁(-2-)3行目～3頁(-3-)4行目 5頁(-5-)約1行分 5頁(-5-)8行目～7頁(-5-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) 8頁(-6-)22文字分及び8文字分 8頁(-6-)最終行～9頁(-7-)6行目 9頁(-7-)左から4行分 18頁(-16-)約3行分 19頁～21頁(-16-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-94	687	平成20年5月9日 (情報公開第00860号) (甲42)	Z237次官、Z222大使との会談 (乙A249,272)	6頁(-6-)約1行分及び2行分 6頁(-6-)最終行～8頁(-6-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) 19頁(-17-)左から4行目～3行目の約1行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	別紙3の2の1のとおり	欄記載の不開示部分の うち 欄記載以外の部分	被告準(14)別表 9
1-95	690	平成20年5月9日 (情報公開第00861号) (甲43)	Z249局長・Z54課長会談要旨 (乙A52)	41頁(-41-)下から2行目～42頁(-42-)上から1行目、51頁(-51-)約2行分 44頁(-44-)約3行分 160頁(-160-)約3行分 181頁(-181-)約1行分 183頁(-183-)最終行～184頁(-184-)1行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,14 通し番号3-13
1-96	693	平成20年5月9日 (情報公開第01081号) (甲44)	日韓交渉報告(請求権関係部会) (乙A250,273)	42頁(-42-)2行～3行目の約1行分 52頁(-52-)8行目～53頁(-53-)2行目、54頁(-54-)約3行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分の うち、	欄記載の不開示部分の うち、	被告準(14)別表 9
1-97	718	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針 (乙A110)	3頁(-3-)6行目～9頁(-4-)6行目まで(なお、-3-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分) 11頁(-6-)約10行分 12頁～13頁(-6-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) 18頁～27頁(-10-)に「次頁以下10頁不開示」と記載されている部分) 44頁(-27-)3か所		欄記載の不開示部分の うち、	欄記載の不開示部分の うち、	被告準(14)別表 9,17,32 通し番号2-30
1-98		欠番						

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
1-99	721	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝第3回 会談記録 (乙A251)	2頁(-2-)5行目～8行目及 び7頁(-7-)下から2行目～8 頁(-8-)2行目 2頁(-2-)下から2行分及び 8頁(-8-)4行目～5行目の約 1行分 3頁(-3-)下から4行分及び 8頁(-8-)13行目～16行目 の約4行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-100	729	平成20年5月9日 (情報公開第01136号) (甲46)	日韓外相会談第1回 会合記録 (乙A252)	7頁(-7-)約3行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-101	1116	平成20年5月9日 (情報公開第00906号) (甲49)	Z228文庫現状 (乙A111)	7頁(-7-)の約8行分 15頁(-14-)に「次頁不開 示」と記載されている部分) 17頁～44頁(-15-)に「次 頁以下28頁不開示」と記載されて いる部分) 56頁(-27-)の2か所 72頁(-43-)の約8行目 97頁～152頁(-67-)に 「次頁以下56頁不開示」と記載さ れている部分) 169頁～198頁(-83-)に 「次頁以下30頁不開示」と記載さ れている部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30 通し番号2-32
1-102	1117	平成20年5月9日 (情報公開第00906号) (甲49)	文化財等に関する協 定要領 (乙A253)	16頁(-16-)の約3行分 17頁(-17-)の約2行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30
1-103	1118	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	韓国美術品の寄贈 (乙A254)	1頁(-1-) 4頁(-4-) 7頁(-7-) 12頁(-12-) 13頁～20頁(-12-)に「次 頁以下8頁不開示」と記載されてい る部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-104	1119	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	マイクロフィルム寄 贈品目の決定 (乙A255)	4頁(-4-) 5頁～15頁(-4-)に「次頁以 下11頁不開示」と記載されている 部分) 17頁～42頁(-5-)に「次頁 以下26頁不開示」と記載されてい る部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-105	1120	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	日韓文化財引渡し打 合わせ会 (乙A112)	19頁(-19-)「貨物海上保 険料率見積書」以下本文3行分 20頁(-20-)本文約4行分 23頁(-23-)左側欄外 105頁(-104-) 106頁(-105-)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30 通し番号2-33
1-106	1121	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	韓国へのマイクロ フィルムの寄贈 (乙A256)	5頁～29頁(-4-)に「次頁以下 25頁不開示」と記載されている部 分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-107		欠番						
1-108		欠番						
1-109	1128	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉 の記録(請求権・法 的地位・漁業問題合 意事項イニシアル) (乙A37)	-1175頁(-174-)5 行目～6行目の約1行分, -2175頁(-174-)1 3行目～176頁(-175-)1 行目 -3176頁(-175-)最 終行～177頁(-176-)4行 目 186頁～(186頁及び187 頁は,-184-)に「次頁以下2頁 不開示」と記載されている部分)1 88頁(-185-)下から4行目, 192頁～203頁(-188-)に 「次頁以下12頁不開示」と記載さ れている部分) 235頁(-220-),236 頁(-221-),237頁(-2 22-),238頁(-223 -),239頁(-224-)		欄記載の不開示部分の うち,-1,-2	欄記載の不開示部分の うち,-3,,	被告準(14)別表 9,15,27,34 通し番号8-2
1-110	1135	平成20年5月9日 (情報公開第01155号) (甲53)	朝鮮郵船所屬船舶の 韓国引渡 (乙A257)	135頁(-135-)約6行分 167頁(-139-)約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9

[illegible]

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分 適法部分	
1-117	1224	平成20年5月9日 (情報公開第01153号) (甲56)	一般請求権徴用者関係等専門委員会合 (第1～4回) (乙A264)	3頁(－3－)11行目 3頁13行目～4頁(－4－)下 から5行目 4頁下から6行目～7行目 5頁(－5－)3行目, 6行目, 9行目 5頁下から2行目～6頁(－6 －)1行目 6頁12行目～下から2行目 7頁(－7－)3行目, 9行目～ 12行目 11頁(－10－)に「次頁不開 示」と記載されている部分) 13頁～16頁(－11－)に「次 頁以下4頁不開示」と記載され た部分) 19頁(－14－)15行目～1 6行目, 17行目～18行目 19頁最終行～20頁(－15 －)1行目, 3行目, 4行目 29頁(－24－) 41頁(－35－)3行目～最終 行 45頁(－39－)12行目～最 終行 50頁(－44－)12行目まで 51頁(－45－)下から6行目 ～3行目 55頁(－49－)4行目～7行 目 57頁(－51－)3行目3文字 分 59頁(－53－)5行目3文字 分, 11行目5文字分		欄記載の不開示部分の うち, ~	

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断			備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-123	1261	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓全面会談の開催 とその決裂 (乙A119)	12頁(- 12 -) 左から3行目～ 13頁(- 13 -) 2行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,32,34 通し番号2-41
1-124	1287	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓会談議題の問題 点 (乙A58)	20頁(- 19 - に「次頁不開 示」と記載されている部分) 23頁(- 22 -) 3行目～8行 目, 24頁(- 23 -) 7行目から 25頁～26頁(- 23 - に「次頁 以下2頁不開示」と記載されてい る部分) 34頁(- 31 -) 最終行～35 頁(- 31 - に「次頁不開示」と記 載されている部分)		欄記載の不開示部分の うち,	欄記載の不開示部分の うち,	被告準(14)別表 9,14 通し番号3-20
1-125	1296	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓間抑留者相互釈 放問題 (乙B122)	8頁(- 8 -) 2行目～5行目の約 3行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9,18 通し番号2-44
1-126	1313	平成20年5月9日 (情報公開第01164号) (甲59)	韓国側の対日請求内 容についての作業日 程(案) (乙A268)	10頁(- 10 -) 11頁(- 11 -) 13頁(- 13 -) 21頁(- 21 -) 26頁(- 26 -)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-127	1314	平成20年5月9日 (情報公開第01164号) (甲59)	基本方針および協定 案の審議 (乙A275)	28頁(- 28 -) の7行分 87頁(- 87 -) の約7行分 101頁(- 101 -) 7行目～ 102頁(- 102 -) 5行目 108頁(- 108 -) 9行目～ 109頁(- 109 -) 5行目 118頁(- 118 -) 8行目～ 119頁(- 119 -) 5行目		欄記載の不開示部分の うち,「総督府所管の簡 保,供託事務,地方債等 についての韓国人請求権 に関しては日本に対して は請求し得ないものとな る」との文言部分	欄記載の不開示部分の うち, 欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9
1-128	1316	平成20年5月9日 (情報公開第01161号) (甲60)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説十二 (乙A123)	170頁(- 170 -) 約4行分 174頁～176頁(- 173 - に「次頁以下3頁不開示」と記載さ れている部分) 284頁(- 281 -) 約6行 分, 285頁(- 282 -) 3行 分, 288頁～290頁(- 284 - に「次頁以下3頁不開示」), 2 91頁(- 285 -) 2行分, 29 2頁(- 286 -) 5行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9,30 通し番号2-45
				8頁(- 8 -) 約2か所, 9頁 (- 9 -) 4か所, 10頁(- 10 -) 2か所, 11頁(- 11 -) 1 か所, 13頁(- 13 -) 2か所, 14頁(- 14 -) 約6行分, 15 頁(- 15 -) 1か所, 16頁(- 16 -) 2か所及び2行分, 17頁 (- 16 - に「次頁不開示」と記載 されている部分), 19頁(- 18 -) 約3行分, 20頁(- 19 -) 3行分, 21頁(- 20 -) 1行 分, 26頁(- 25 -) 4か所, 2 9頁(- 28 -) 約1頁分, 30頁 (- 29 -) 約1頁分, 31頁(- 30 -) 約7行分及び1か所, 32 頁(- 31 -) 3行分, 33頁(- 32 -) 約2行分及び2か所 35頁(- 34 -) 2か所, 36 頁(- 35 -) 1か所				

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-129	1348	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	韓国請求権検討参考資料 (乙A276)	46頁(-45-)下半分部分、 48頁(-47-)約7行分、49 頁(-48-)1か所、50頁(- 49-)6行分、52頁(-51 -)4か所、54頁(-53-)1 か所及び下半分部分(ただし、下半 分部分のうちの一番左の列には法5 条2号による不開示部分があるが、 これらは本件訴訟の対象外であ る。)、56頁(-55-)4行 分、57頁(-56-)8行分及び 3か所、58頁(-57-)7か所 (ただし、「五、(1)」及び「同 (2)」の右側本文中の不開示部分は 法5条2号による不開示部分であ り、本件訴訟の対象外である。) 60頁(-59-)5行分、62 頁及び63頁(-60-)に「次頁以 下2頁不開示」と記載されている部 分)、64頁(-61-)15行 分、66頁(-63-)8行分及び 2か所、67頁(-64-)2か 所、68頁(-65-)上段11行 分、下段9行分、71頁(-68 -)上段5行分、中段4行分、72 頁(-69-)3か所、73頁(- 70-)2か所、76頁(-73 -)表中15か所及び1か所 78頁(-75-)下半分部分 90頁(-87-)1か所、94 頁(-91-)1か所		欄記載の不開示部分の うち、次の部分 ア 8頁10行目 イ 9頁7行目 ウ 25頁1行目 エ 34頁10行目 (なお、上記アからエま での頁数は、乙A276 によるもの)	欄記載の不開示部分の うち、欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9
1-130	1349	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	請求権に関する一般 的問題点 (乙A124)	3頁(-2-)に「次頁不開示」と 記載されている部分) 9頁(-8-)1行分 16頁(-15-)下から約8行 分及び17頁(-15-)に「次頁不 開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9 通し番号2-46
1-131	1350	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	請求権問題に関する 大蔵省との打合せ (乙A277)	13頁(-13-)最終行~14 頁(-14-)11行目 26頁(-26-)約12行分 38頁(-38-)上段2行分、 下段2行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-132	1355	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	請求権問題点討議用 試案	全部			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-133	1356	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権問題 (乙A278)	1頁(-1-)2か所及び最終 行、2頁(-2-)上段3行分及び 下段8行分、3頁(-2-)に「次頁 不開示」と記載されている部分) -1 7頁(-6-)約11行分 -2 8頁(-7-)約2行分 -3 9頁(-8-)約4行分 15頁~23頁(-13-)に「次 頁以下9頁不開示」と記載されてい る部分。なお、上記「別添2『日韓 請求権問題試案』」に相当する部分		欄記載の不開示部分の うち、-2、-3	欄記載の不開示部分の うち、-1、	被告準(14)別表 9
1-134	1358	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	第5次日韓会談 (乙A279)	37頁(-37-)上段6行分、 下段11行分ほか2か所 38頁(-38-)2か所 39頁(-39-)上段9行分、 下段5行分 40頁(-39-)に「次頁不開 示」と記載されている部分)及び4 1頁(-40-)各3行分ほか3か 所 42頁(-41-)3か所 43頁(-42-)11行目、1 3行目及び欄外の3か所(なお、通 知書には法5条2号による不開示部 分として記載されているが、43頁 の不開示部分のうち上から14行目 の不開示部分を除く上記3か所は不 開示理由1に該当するので訂正す る。) 44頁(-43-)10行分 45頁(-44-)8行分 46頁(-45-)4行分ほか3 か所 47頁(-46-)4行分 49頁(-47-)に「次頁不開 示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の うち、次の部分 ア (-37-)中の 「K側主張 ■■■不開示 部分 ■■■」 イ (-41-)中の 「韓国側 ■■■不開示 部分 ■■■円」 (なお、上記ア及びイの 頁数は、乙A279によ るもの)	欄記載の不開示部分の うち、欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9
1-135	1359	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権問題に関 する外務省・大蔵省 打合せ会 (乙A280)	13頁(-13-)1か所			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
1-136	1360	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権解決方策 について (乙A281)	3頁(- 2 -)に「次頁不開示」と記載されている部分), 5頁(- 3 -)に「次頁不開示」と記載されている部分) 8頁(- 6 -) 1か所, 9頁(- 7 -) 2行分ほか2か所, 14頁(- 12 -) 2か所			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-137	1361	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権問題試案 (乙A282)	3頁(- 3 -) 約9行分 4頁(- 4 -) 約3行分 6頁(- 6 -) 約2行分 7頁(- 7 -) 約3行分 10頁(- 10 -) 約3行分 14頁(- 14 -) 約2行分 15頁(- 15 -) 約1行分 16頁(- 16 -) 2行分及び3行分 17頁(- 17 -) 約3行分 23頁(- 23 -) 約2行分 27頁(- 27 -) 約4行分 31頁(- 31 -) 約4行分 32頁(- 32 -) 約4行分及び約1行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-138	1363	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	韓国の対日請求権に ついて (乙A283)	4頁(- 4 -) 1か所 10頁(- 10 -) 10行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-139		欠番						
1-140	1366	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権問題解決 要綱 (乙A285)	3頁(- 3 -) 4か所 4頁(- 4 -) 2か所 5頁(- 5 -) 1か所 6頁(- 6 -) 1か所		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-141	1367	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	韓国の対日請求権に ついて (乙A286)	1頁(- 1 -) 4か所, 2頁(- 1 -)に「次頁不開示」と記載されている部分) 3頁(- 2 -) 7か所, 4頁(- 3 -) 中段約1行分, 下段約2行分ほか4か所, 5頁(- 4 -) 最終行ほか3か所, 6頁(- 5 -) 2か所, 7頁(- 6 -) 約2行分 11頁(- 10 -) 中段約3行分, 最終行ほか2か所, 12頁(- 11 -) 8か所, 13頁(- 12 -) 3か所, 14頁(- 13 -) 約5行分ほか3か所, 15頁(- 14 -) 7か所, 16頁(- 15 -) 1か所 18頁(- 17 -) 5か所, 19頁(- 18 -) 5か所, 20頁(- 19 -) 10か所 22頁(- 21 -) 約2行分ほか2か所, 23頁(- 22 -) 1行分ほか1か所, 24頁(- 23 -) 3か所, 26頁(- 25 -) 3か所		欄記載の不開示部分のうち, 次の部分 ア のうち, 1頁(- 1 -) の4か所 イ のうち, 3頁(- 2 -) の一番下のもの及び4頁(- 3 -) の一番下のもの ウ のうち, 14頁(- 13 -) の下から2か所目	欄記載の不開示部分のうち, 欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9
1-142	1368	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	外交政策企画委員会 記録 (乙A287)	8頁(- 8 -) 1か所 9頁(- 9 -) 17行分		欄記載の不開示部分のうち,	欄記載の不開示部分のうち,	被告準(14)別表9
1-143	1370	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について (乙A288)	6頁～8頁(- 5 -)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-144	1371	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	対韓経済協力について (乙B289)	4頁(- 4 -) 2か所 5頁(- 5 -) 2か所	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-145	1373	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	韓国側請求と日本側主張 (乙A290)	1頁(- 1 -) 2か所, 2頁(- 2 -) 2か所, 3頁(- 3 -) 3か所, 5頁(- 5 -) 2か所, 6頁(- 6 -) 6か所, 7頁(- 7 -) 9か所 10頁～11頁(- 9 -)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分(「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定(案)」)中の最初の2頁) 12頁～15頁(- 9 -)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分(「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定(案)」)中の3～6頁)		欄記載の不開示部分のうち, 次の部分 ア 中の韓国側の請求に係る項目名及び韓国側主張に係る金額等の部分 イ 中の韓国側の請求に係る項目名及び韓国側主張に係る金額等の部分	欄記載の不開示部分のうち, 欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-146	1397	平成20年5月9日 (情報公開第01140号) (甲63)	協定最終案 (乙A291)	80頁～154頁(-79-)に「次頁以下75頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-147	1408	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)	第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合せ議 (乙A127)	5頁(-5-)約3行分, 6頁(-6-)約2行分 22頁(-22-)約3行分 33頁(-33-)約2行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 32 通し番号2-50
1-148	1410	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)	日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点 (乙A292)	15頁(-15-)2か所 16頁(-15-)に「次頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-149	1411	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)	日韓会談日本側代表団の打合せ会議 (乙A293)	3頁(-3-)上段約4行分 3頁(-3-)下段約2行分から 4頁(-4-)1行分 44頁(-44-)約2行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-149-2	1418	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)	第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ (乙A59)	13頁(-13-)の上から3行目の約1行分 13頁(-13-)の上から6行目～7行目の約1行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-150	1426	平成20年5月9日 (情報公開第01170号) (甲67)	アジア局重要懸案処理月報(36年) (乙A294)	109頁(-109-)約2行分 147頁(-147-)約2行分 164頁(-164-)約4行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-151	1427	平成20年5月9日 (情報公開第01170号) (甲67)	アジア局重要懸案処理月報(37年韓国関係抜粋) (乙A295)	12頁(-12-)11行目～17行目 12頁(-12-)最終行～13頁(-13-)2行目 13頁(-13-)最終行 15頁(-15-)上段約2行分, 下段約2行分, 約3行分 17頁(-17-)約2行分 45頁(-45-)約2行分, 54頁(-54-)約4行分, 55頁(-55-)約2行分 87頁(-87-)約2行分ほか1か所, 88頁(-88-)約3行分, 91頁(-91-)4か所, 93頁(-93-)約2行分 98頁(-98-)約3行分 104頁(-104-)2か所 107頁(-107-)約2行分 118頁(-118-)2か所, 119頁(-119-)約2行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-152	1431	平成20年5月9日 (情報公開第01143号) (甲68)	Z225公使内話 (乙A296)	96頁(-96-)約4行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-153	1493	平成20年5月9日 (情報公開第01162号) (甲71)	日韓漁業協定の問題点 (乙A297)	6頁(-6-)の約2行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表12
1-154	1518	平成20年5月9日 (情報公開第01144号) (甲73)	日韓会談における五議題 (乙A298)	7頁(-7-)中段約2行分, 左段約5行分, 8頁(-8-)約1行分, 9頁(-8-)に「次頁不開示」と記載されている部分) 11頁(-10-)約1行分 20頁(-19-)約1行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	別紙3の2の3のとおり	欄記載の不開示部分のうち, 欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9
1-155	1519	平成20年5月9日 (情報公開第01144号) (甲73)	日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨 (乙A299)	27頁(-27-)約1行分 28頁(-28-)約3行分 35頁(-35-)後ろから2行目～36頁(-36-)2行目 61頁(-61-)約2行分 64頁(-64-)約2行分		欄記載の不開示部分のうち,	欄記載の不開示部分のうち, ~	被告準(14)別表9
1-156	1531	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	日韓交渉(次官会議説明) (乙A300)	10頁(-10-)最終行～11頁(-11-)2行目		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-157	1538	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	日韓会談交渉方針 (乙A301)	3頁(-3-)約3行分 10頁(-10-)右段約2行分、中段以後7行分 11頁及び12頁(-10-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) 13頁(-11-)約2行分 15頁(-13-)約2行分 19頁(-17-)3か所(表の上段全部、中段(「処理方針」欄)1か所、下段(「金額及び摘要」欄)1か所) 20頁(-18-)下段全部 21頁(-19-)～28頁(-26-)の各表の中段及び下段の全部 29頁(-27-)2か所(表の中段全部及び欄外) 30頁(-28-)の表の下段(金額)の2か所 31頁(-29-)の表の下段(金額)の2か所		欄記載の不開示部分のうち、中の下記部分(ただし、下記不開示部分を除く。)記 別紙一のごとく■■■■不開示部分■■■■を有効な請求額として認める案もあるが、本案は甘きに失するので	欄記載の不開示部分のうち、欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9.30
1-158	1556	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	在日韓人の処遇問題関係資料(昭和34年11～12月) (乙A136)	115頁～117頁(-114-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分) 120頁(-117-)冒頭3行目～152頁(-117)に「次頁以下32頁不開示」と記載されている部分) 156頁～158頁(-120-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分) 159頁(-121-)11行分 164頁～180頁(-125-に「次頁以下17頁不開示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表20 通し番号2-59
1-159	1557	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS (乙A302)	13頁(-13-)下段～14頁(-13-に「次頁不開示」と記載されている部分)及び15頁(-14-)頁上段まで 17頁(-16-)2か所			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-160	1558	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	円系通貨並びに在外日銀券に対する我々の責任について (乙A303)	22頁(-22-)の表の冒頭1か所及び23頁(-23-)の表のうち1か所 28頁(-28-)の2か所、29頁(-29-)の3行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表4,9
1-161	1559	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	朝鮮における債務の処理について (乙A304)	3頁～6頁(-2-に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分) 11頁～14頁(-6-に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分)及び15頁(-7-)1行目、15頁(-7-)5行目及び6行目、15頁(-7-)最後から2行目～17頁(-7-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)、21頁～27頁(-10-に「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分)及び28頁(-11-)8行分、29頁(-12-)10行分～32頁(-12-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-162	1560	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	講和資料 割譲地域にある譲渡国の財産、権利、利益の取扱について (乙A305)	3頁(-3-)右葉約7行分 3頁(-3-)左葉9行分 4頁(-4-)右葉4行分及び2行分 5頁(-5-)左葉約2行分 6頁(-6-)右葉8行分、左葉4行分 7頁(-7-)右葉5行分及び左葉全部			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-163	1562	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	平和条約第四条について (乙A306)	54頁(-54-)約2行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-164	1566	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	請求権問題を全鮮について採上げる場合の問題について	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-165	1567	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	平和条約第4条 (乙A307)	22頁(-22-)4行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-166	1568	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について (乙A308)	1頁(-1-)2か所約12行分 8頁(-8-)約14行分 9頁(-9-)約20行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表7

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-167	1569	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	日本銀行の対韓国債 権債務一覧 (乙A309)	1頁(-1-)1か所 2頁(-2-)約15行分、3頁 ~18頁(-2-)に「次頁以下16 頁不開示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の うち、	欄記載の不開示部分の うち、	被告準(14)別表 4
1-168	1571	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	日本側対韓請求権	全部			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-169	1572	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	韓国の対日賠償要求 について (乙A310)	18頁(-17-)に「次頁不開 示」と記載されている部分) 22頁~44頁(-20-)に「次 頁以下23頁不開示」と記載されて いる部分)及び45頁(-21-)の 3行分 47頁(-23-)最終行及び4 8頁(-23-)に「次頁不開示」と 記載されている部分) 50頁(-25-)約9行分及び 51頁~78頁(-25-)に「次頁 以下28頁不開示」と記載されてい る部分)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-170	1594	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	財産請求権問題(昭 和32年3~7月) (乙A311)	5頁(-5-)9行分、24頁 (-24-)9行分 17頁(-17-)約1行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988 号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分の うち、	欄記載の不開示部分の うち、	被告準(14)別表 9
1-171	1595	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	韓国に対する債務 (乙A327)	1頁~5頁(-1-)に「前5頁不 開示」と記載されている部分) 6頁(-1-)3か所(表の上段 全部、中段(「処理方針」欄)1か 所、下段(「金額及び摘要」欄)1 か所) 7頁(-2-)2か所(表の中段 1か所、下段全部) 8頁(-3-)1か所(表の中段 及び下段全部) 9頁(-4-)1か所(表の中段 及び下段全部) 10頁(-5-)1か所(表の中 段及び下段全部) 11頁(-6-)1か所(表の中 段及び下段全部) 12頁(-7-)2か所(表の中 段及び下段全部、表の左欄外)	平成22年8月23日(情 報公開第01355号)(乙 A326)による変更決 定後のもの。		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-172	1597	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	韓国側対日請求権 (昭和32年12 月) (乙A312,328)	1頁(-1-)約2行分、2頁 (-2-)2行分、3頁(-3-) 約7行分、4頁(-4-)1か所 5頁~8頁(-4-)に「次頁以下 4頁不開示」と記載されている部 分) 10頁(-6-)2か所(表の上 段全部、中段(「処理方針」欄)及 び下段(「金額及び摘要」欄)1か 所)、11頁(-7-)1か所(表 の中段及び下段全部)、12頁(- 8-)1か所(表の中段及び下段全 部)、13頁(-9-)1か所(表 の中段及び下段全部)、14頁(- 10-)1か所(表の中段及び下段 全部)、15頁(-11-)1か所 (表の中段及び下段全部)、16頁 (-12-)1か所(表の中段及び 下段の一部)、17頁(-13-) 1か所(表の中段及び下段全部)及 び18頁(-14-)2か所(表の 中段及び表の左欄外)	平成22年8月23日(情 報公開第01355号)(乙 A326)による変更決 定後のもの。		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-173	1598	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	請求権問題の問題点 (昭和33年3月) (乙A313)	5頁(-5-)5行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9,30
1-174	1599	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	検討を要する問題点 (昭和33年11 月) (乙A314,329)	4頁(-4-)6行目以後約20 行分ほか1か所、5頁及び6頁(- 4-)に「次頁以下2頁不開示」と記 載されている部分) 9頁(-7-)2か所(右側頁の 上段全部及び中段及び下段の一部、 左側頁の下段全部)、10頁(-8 -)2か所(右側頁の中段及び下段 全部、左側頁の中段及び下段全 部)、11頁(-9-)1か所(中 段及び下段全部)、12頁(-10 -)2か所(右側頁の中段及び下段 の一部、左側頁の中段及び下段全 部)、13頁(-11-)1か所 (右側ページの中段及び下段の一 部)及び14頁(-12-)3か所 (右側頁の中段及び下段全部、左側	平成22年8月23日(情 報公開第01355号)(乙 A326)による変更決 定後のもの。	別紙3の2の4のとおり	欄記載の不開示部分の うち、欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9,30

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-175	1600	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	請求権の経緯及び解 決方針 (昭和34 年1～4月) (乙A138)	71頁(-71-)5行分 76頁(-76-)5行分 81頁(-81-)1か所		欄記載の不開示部分の うち、	欄記載の不開示部分の うち、	被告準(14)別表 9,21 通し番号2-61
1-176	1602	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	請求権問題を処理す る場合の問題点(昭 和35年10月) (乙A315)	5頁(-5-)約6行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-177	1605	平成20年5月9日 (情報公開第01160号) (甲78)	日韓漁業協力に関す る日本側の基本的態 度 (乙A316)	39頁(-39-)最終行及び40 頁～48頁(-39-に「次頁以下 9頁」不開示」と記載されている当 該頁)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 12
1-178	1618	平成20年5月9日 (情報公開第01092号) (甲79)	日韓問題に関する各 種会談 (乙B143)	202頁(-202-)約4行 分, 203頁(-203-)約1行 分 270頁(-270-)約9行 分, 271頁(-270-に「次頁 不開示」と記載されている部分), 272頁(-271-)7行分(な お, -271-の不開示部分1か所 は法5条1号による不開示部分であ り, 本件訴訟の対象外) 276頁(-275-)最終行～ 277頁(-276-)1行目 300頁(-299-)約3行分 311頁(-310-)約7行分 344頁(-343-)最終行及 び345～348頁(-343-に 「次頁以下4頁不開示」と記載され ている部分) 363頁(-358-)9行分並 びに364頁及び365頁(-35 8-に「次頁以下2頁不開示」と記 載されている部分) 386頁(-379-)約7行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 22,23 通し番号2-66
1-179	1619	平成20年5月9日 (情報公開第01092号) (甲79)	補償金問題に関する 日米間話し合いの経 緯 (乙A317)	1頁～17頁(-1-に「前17 頁不開示」と記載されている部分) 20頁(-3-)約2行分及び2 1頁(-4-)約2行分 22頁(-5-)約3行分及び2 3頁(-6-)約3行分 24頁(-7-)1か所及び26 頁(-9-)1か所 31頁(-14-)約2行分及び 32頁(-15-)約2行分 33頁(-16-)約2行分及び 34頁(-17-)約2行分 35頁(-18-)約1行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 23
1-180	1624	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	平和條約に基き発生 する日鮮間の交渉案 件(昭和26年10 月) (乙A144)	1頁及び2頁(-1-に「前2頁 不開示」と記載されている部分)並 びに3頁(-1-)右段5行分 3頁(-1-)左段2行分, 4頁 (-2-)右段3行分(なお, 4頁 中段の2行分の不開示部分は不開示 理由2によるものである。) 5頁(-3-)約3行分, 6頁 (-4-)4行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9 通し番号2-67

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-181	1626	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓交渉に関する資料(昭和26年10月) (乙A318)	6頁(-6-)2行分 8頁~10頁(-7-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)及び11頁(-8-)右段5行分,同頁(-8-)最終行~12頁(-9-)2行目			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-182	1627	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月) (乙B145)	4頁(-4-)約3行分 7頁(-7-)2か所 8頁(-8-)約2行分 11頁(-11-)約4行分 12頁(-12-)3行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9,17,32,34 通し番号2-68
1-183	1628	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアゼンダ作成に関する接衝要領案(昭和26年11月) (乙A319)	2頁(-2-)中段約5行分,左段約3行分 3頁(-3-)13行目~4頁(-4-)2行目		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-184	1629	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月) (乙B146)	1頁(-1-)中段約3行分,左段約2行分,2頁(-2-)1行分 5頁(-5-)7行分並びに6頁及び7頁(-5-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9,12,34 通し番号2-69
1-185	1632	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓交渉処理要領案(昭和27年作成) (乙A148)	6頁(-6-)1か所,8頁(-8-)右段2行分,左段約5行分,9頁(-9-)右段3行分,中段5行分,11頁(-11-)中段約2行分,左段約6行分,12頁(-11-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) 14頁(-13-)約3行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9,12 通し番号2-71
1-186	1633	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談についての省内打合せ(昭和27年1月) (乙A320,330)	14頁(-14-)4行目~15頁(-15-)9行目 25頁(-25-)26頁(-26-)及び27頁~28頁(-26-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)	平成22年8月23日(情報公開第01355号)(乙A326)による変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分のうち,	欄記載の不開示部分のうち,	被告準(14)別表9
1-187	1634	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談日本側代表団打合せ(第1回)(昭和27年2月) (乙A321)	30頁(-30-)3行分,31頁~34頁(-30-)に「次頁以下4頁不開示」) 56頁(-52-)約6行分,57頁(-52-)に「次頁不開示」と記載されている部分),58頁(-53-)8行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-188	1635	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談日本側代表団打合せ(2回)(昭和27年3月) (乙A322)	7頁~15頁(-6-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分) 24頁(-15-)中段約5行分,左段約2行分,25頁~35頁(-15-)に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分のうち,	欄記載の不開示部分のうち,	被告準(14)別表9
1-189	1636	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談省内打合せ(昭和27年3月) (乙A149)	21頁(-21-)4行目から24頁(-21-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9 通し番号2-72
1-190	1640	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置(昭和27年4月) (乙A323)	2頁(-2-)右段1行分,中段4行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-191	1643	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談今後の対処方針(昭和27年4月) (乙A324)	12頁(-12-)2行目~13頁(-13-)1行目		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-192	1671	平成20年5月9日 (情報公開第01097号) (甲81)	Z224大使・Z225公使会談 (乙A63)	12頁(-12-)約1行分 18頁(-18-)6行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9,12,13,14 通し番号3-26

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-193	1674	平成20年5月9日 (情報公開第01097号) (甲81)	対韓請求権問題の処理 (乙A325)	3頁(-3-)約3行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-194	1675	平成20年5月9日 (情報公開第01098号) (甲82)	日韓会談再開問題 (乙A64)	31頁(-31-)約2行分 137頁(-128-)約3行分 228頁(-199-)約2行分 244頁(-215-)3行分, 248頁(-219-)18行目~ 249頁(-220-)2行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,14 通し番号3-27
1-195	1684	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	Z260 国務次官補 代理の内話 (乙B154)	3頁(-3-)5行目~12行目の 約7行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,34 通し番号2-77
1-196	1687	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓交渉に関する対 米折衝 (乙A331)	18頁(-18-)4行目,8行目 及び15行目の3か所		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-197	1688	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓会談に関する対 米折衝 (乙A332)	34頁(-34-)2行目~12行 目の約10行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-198	1701	平成20年5月9日 (情報公開第01109号) (甲84)	Z221 代表・Z2 25 公使会談 (乙A333)	15頁(-15-)4行目~末行及 び16頁(-15-)に「次頁不開 示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-199	1706	平成20年5月9日 (情報公開第01109号) (甲84)	日韓問題に関しアジ ア局長とZ242 参 事官との会談 (乙A334)	37頁(-37-)5行目約1行 分 50頁(-50-)3行目~4行 目の約2行分 63頁(-63-)6行目~7行 目の約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-200	1735	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓会談請求権関係 の審議 (乙A335)	3頁(-3-)3行目約1行分 4頁(-4-)13行目及び15 行目の各約1行分 7頁(-7-)5行目~6行目の 約2行分及び11行目~12行目の 約2行分		欄記載の不開示部分の うち,	欄記載の不開示部分の うち,	被告準(14)別表 9
1-201	1736	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓会談の請求権問 題処理にあたっての 問題点,試算額 (乙A336)	2頁(-2-)10行目~13行 目の約4行分 8頁(-8-)~15頁(-15 -)昭和37年1月10日付け「韓 国側対日請求額及び大蔵省,外務省 試算額」と題する一覧表形式の文書 のうち表題部分,「要綱」欄,「請 求項目」欄,「韓国側請求額」欄を 除いた部分 17頁(-17-)~19頁(- 19-)昭和37年1月9日付け 「韓国側対日請求額及び同査定 (案)」と題する一覧表形式の文書 のうち表題部分,「要綱」欄, 「請求項目」欄,「韓国側請求額」 欄の全部及び「備考」欄の一部を除 いた部分 20頁(-20-)~26頁(- 26-)上記「韓国側対日請求額及 び同査定(案)」と題する一覧表形 式の文書のうち「韓国側請求要項」 欄及び表題部分を除いた部分 27頁(-27-)~39頁(- 37-)「韓国側請求権(8項目) に関する韓国主張額と日本側調査 額」と題する文書にあり,「韓国主 張額」,「請求項目」及び「韓国側 請求額」欄に記載された部分を除い た部分 40頁~41頁(-37-)に「次 頁以下2頁不開示」と記載されてい る部分) 42頁(-38-)の「韓国側主 張額」を除いたその余の部分及び4 3頁及び44頁(-38-)に「次頁 以下2頁不開示」と記載されている 部分) 45頁(-40-)の「韓国側主 張額」を除いたその余の部分及び4 6頁及び47頁(-40-)に「次頁 以下2頁不開示」と記載されている 部分)		欄記載の不開示部分の うち,次の部分 ア 中の イ 55ページ(-4 9-)2か所 ロ 56ページ(-5 0-)1か所 ウ	欄記載の不開示部分の うち,欄で掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通し番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
1-202	1740	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓請求権処理に 関する問題点(討議用 資料) (乙A337)	6頁(-6-)3行目～5行目の 約3行分 7頁(-7-)中央右側の余白部 分1か所 11頁(-11-)3か所,12 頁(-12-)3か所,13頁(- 13-)2か所 16頁(-16-)下側の余白部 全部		欄記載の不開示部分の うち,	欄記載の不開示部分の うち,	被告準(14)別表 9
1-203	1742	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国請求権の処理と して一応説明のつく 金額の査定				欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-204	1743	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓経済協力 (乙A162)	3頁(-3-)下側欄外の余白部 分1か所 13頁(-13-)4か所			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9 通し番号2-87
1-205	1744	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国一般請求権のう ち朝鮮人徴用労務 者,軍人軍属,文官 恩給該当者数(21 7局長指示事項) (乙A338)	2頁2行目～未行及び3頁～13 頁(-2-)に「次頁以下11頁不開 示」と記載されている部分) 15頁(-4-),16頁(-5 -),17頁(-6-),19頁 (-8-)及び20頁(-9-)の 各表表題を除く部分,16頁(-5 -)の「備考1」の1か所及び18 頁(-7-)1か所		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-206	1745	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	請求権問題解決案 (乙A339)	2頁(-2-)1か所 3頁(-3-)2か所 4頁(-4-)4か所 5頁(-5-)2か所 6頁(-6-)4か所 7頁(-7-)1か所 8頁(-8-)「韓国請求権の処 理として一応説明の付く金額の査 定」と題する表の表題部分を除いた 部分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-207	1746	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓請求権交渉の今 後の進め方 (乙A340)	1頁(-1-)1か所 3頁(-3-)1行目～4行目の 約4行分 5頁(-5-)3行目～9行目の 約7行分 9頁(-9-)9行目～10頁 (-10-)9行目 11頁(-11-)「韓国請求権 の処理として一応説明の付く金額の 査定」と題する表のうち表題部分及 び具体的項目部分を除いた部分		欄記載の不開示部分の うち,～	欄記載の不開示部分の うち,	被告準(14)別表 9
1-208	1747	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	Ex gratia 支払方式 による日韓請求権処 理(討議資料) (乙A341)	5頁(-5-)下側欄外の余白部分 1か所			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-209	1748	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓経済協力試案 (乙A163)	14頁(-14-)4か所 15頁(-15-)4か所 16頁(-16-)1か所			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9 通し番号2-88
1-210	1749	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国側対日請求額に 対する大蔵,外務両 省による査定の相違 (乙A342)	1頁(-1-)2行目及び3行目 の2か所 4頁(-4-)「大蔵案」,「外 務A案」,「外務B案」部分及び8 行目～15行目の3か所 5頁(-5-)「大蔵案」,「外 務案」部分及び10行目1か所 6頁(-6-)6か所,7頁(- 7-)見出し「死亡軍属年金」及び 「軍属障害年金」を除く部分 8頁(-8-)3か所 9頁(-9-)8か所,10頁 (-10-)4か所及び11頁(- 11-)4か所		欄記載の不開示部分の うち,	欄記載の不開示部分の うち,～	被告準(14)別表 9
1-211	1752	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	一般請求権徴用者関 係等専門委員会の討 議 (乙A343)	2頁(-2-)3か所,3頁(- 3-)2か所,6頁(-6-)4か 所,7頁(-7-)3か所,8頁 (-8-)2か所,15頁(-15 -)5か所,17頁(-17-)1 か所 9頁(-9-)7か所,12頁 (-12-)3か所,13頁(-1 3-)1か所		欄記載の不開示部分の うち,欄に掲げた部分 以外の部分	記載の不開示部分のう ち,次の部分 ア 中の (7) 2頁(-2-)3 か所 (イ) 6頁(-6-)下 から7行目 (ロ) 7頁(-7-)上 から12行目 (イ) 15頁(-15 -)7行目の「軍人」と ある部分の右側のもの及 び8行目の2か所 イ 中の13頁(-1 3-)1か所	被告準(14)別表 9

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分 適法部分		
1-212	1755	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日・韓請求金額の査定 (乙A344)	1頁(-1-)～6頁(-6-)の うち見出し及び「内訳」部分を除く部分 7頁(-7-)及び8頁(-8-)表のうちの「金額」部分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-213	1756	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓間の請求権問題 (小坂・崔外相会談用資料) (乙A345)	17頁(-17-)8行目～10行目の約3行分 18頁(-18-)5行目～6行目の約2行分及び9行目～10行目の約2行分 19頁(-19-)5行目～7行目の約3行分 20頁(-20-)5行目約1行分 21頁(-21-)18行目1行分及び22頁(-21-)に「次頁不開示」と記載されている部分) 24頁(-23-)6行目～8行目の約3行分及び12行目～13行目の約2行分 25頁(-24-)5行目～6行目の約2行分 30頁(-29-)7行目～末行の約4行分 31頁(-30-)6行目1行分 32頁(-31-)4行目～6行目の約3行分 36頁(-35-)6行目～末行の約2行分 37頁(-36-)5行目～6行目の約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-214	1757	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓間の請求権問題に関する発言要旨 (乙A346)	13頁(-13-)7行目～10行目の約4行分 14頁(-14-)6行目1行分 15頁(-15-)4行目～6行目の約3行分 19頁(-19-)6行目～末行の約2行分 20頁(-20-)5行目～6行目の約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-215	1758	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国請求権金額の査定 (乙A347)	1頁(-1-)韓国請求権金額の査定」と題する一覧表の表題部分(「項目」欄,「A案」,「B案」,「C案」,「大蔵案」及び「韓国側請求額」)を除いた部分 2頁(-2-)～4頁(-4-)「査定の基礎」と題する文書中にあり,「項目」及び「内訳」を除いた部分 5頁(-5-)「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表の「査定額」欄 全部			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-216	1759	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権				欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-217	1762	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国請求権金額の査定 (乙A348)	1頁(-1-)「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表のうち表題部分,具体的項目欄,韓国側請求額欄を除いた部分 2頁～15頁(-1-)に「次頁以下14頁不開示」と記載されている部分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-218	1764	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国に対する借款供与 (乙A349)	1頁(-1-)2か所		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-219	1765	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓請求権問題の処理方式 (乙A350)	1頁(-1-)9行目～末行の7行分 2頁～13頁(-1-)に「次頁以下12頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-220	1766	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓請求権問題の解決方法 (乙A351)	2頁(-2-)13行目～3頁(-3-)9行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
1-221	1767	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国の対日請求権8 項のうち第1項より 第5項までに対する 日本側査定の説明 (乙A352)	1頁(-1-)11行目～末行ま で及び2頁～12頁(-1-に「次 頁以下11頁不開示」と記載されて いる部分) 13頁(-2-)4行目～11行 目の8行分 13頁(-2-)末行及び14頁 ～16頁(-2-に「次頁以下3頁 不開示」と記載されている部分), 17頁(-3-)2行目～9行目, 17頁(-3-)11行目～18頁 (-4-)8行目,18頁(-4 -)10行目～15行目,19頁～ 27頁(-4-に「次頁以下9頁不 開示」と記載されている部分)及び 28頁(-5-)1行目～6行目, 28頁(-5-)8行目～11行 目,29頁～33頁(-5-に「次 頁以下5頁不開示」と記載されてい る部分)及び34頁(-6-)1行 目～11行目			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-222	1769	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓無償供与と金額の 現価 (乙A353)	1頁(-1-)13行目～2頁 (-2-)1行目 2頁(-2-)3行目～7行目ま での約5行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-223	1770	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓会談における請 求権問題の解決方針 (乙A354)	2頁(-2-)3行目～末行並び に3頁及び4頁(-2-に「次頁以 下2頁不開示」と記載されている部 分) 5頁(-3-)8行目～15行 目,6頁(-3-に「次頁不開示」 と記載されている部分)及び7頁 (-4-)1行目～8行目 8頁(-4-に「次頁不開示」と 記載されている部分)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-224	1771	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓有償援助の供与 (乙A355)	2頁(-2-)7か所 3頁(-3-)2か所		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-225	1773	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国に対する無償供 与および長期低利借 款の支払方法に関す る一試案 (乙A356)	1頁(-1-)9行目～17行 目,1頁(-1-)19行目～20 行目,及び2頁(-1-に「次頁不 開示」と記載されている部分) 3頁(-2-)3行目～末行並び に4頁及び5頁(-2-に「次頁以 下2頁不開示」と記載されている部 分)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-226	1775	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓の請求権の処理 (乙A357)	1頁及び2頁(-1-に「前2頁不 開示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-227	1779	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓焦付債権の処理 方法 (乙A358)	3頁(-3-)10行目～末行及 び4頁～6頁(-3-に「次頁以下 3頁不開示」と記載されている部 分) 7頁(-4-)5行目～末行及び 8頁(-4-に「次頁不開示」と記 載されている部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-228	1787	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	日韓会談今後の進め 方 (乙A72)	72頁(-72-)18行目～73 頁(-73-)4行目			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 12,14,27,32 通し番号2-89 3-35
1-229	1792	平成20年5月9日 (情報公開第01154号) (甲88)	日韓条約及び諸協定 関係対米折衝(各種 会談:昭和36年) (乙B165の2)	102頁(-102-)2行目～ 7行目 122頁(-122-)2か所, 123頁(-123-)11行目～ 124頁(-124-)1行目	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,34 通し番号2-91
1-230	1795	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	池田総理・Z265 大使会談 (乙A359)	5頁(-5-)2行目～5行目の 約4行分 5頁(-5-)9行目～10行目 の約2行分,6頁(-6-)6行目 ～7行目の約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-231	1796	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	日韓関係に関する在 京米大使館の内話 (乙B167)	24頁(-22-)3行目～4行 目の約1行分 25頁(-23-)8行目～9行 目の約2行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,34 通し番号2-93

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
1-232	1798	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	池田総理 Z 2 6 6 国 務次官補会談 (乙 B 168)	1 0 頁 (- 1 0 -) 5 行目 ~ 6 行 目の約 2 行分 1 1 頁 (- 1 1 -) 6 行目 ~ 9 行 目の 4 行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A 414)による変更決 定後のもの。		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9,34 通し番号2-94
1-233	1799	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	日韓問題に関する Z 2 6 5 大使の内話 (乙 A 360)	4 頁 (- 4 -) 3 行目 ~ 6 行目の約 4 行分及び 8 行目の 1 か所		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-234	1800	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	小坂大臣・Z 2 6 5 大使会談 (乙 A 361)	5 頁 (- 5 -) 2 か所 6 頁 (- 6 -) 2 か所		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-235	1801	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	Z 2 6 8 次官と米極 東局長との会談 (乙 A 362)	1 3 頁 (- 1 3 -) 1 か所		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-236	1802	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	大平大臣, Z 2 6 5 大使会談 (乙 A 363)	4 頁 (- 4 -) の 1 か所 5 頁 (- 5 -) 5 行目 ~ 7 行目の 約 3 行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-237	1806	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	在京米大使館からの 情報 (乙 A 364)	2 頁 (- 2 -) 2 か所		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-238		欠番						
1-239	1821	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	Z 2 2 3 中央情報部 長訪日 (乙 B 175)	2 3 頁 (- 2 3 -) 5 行目 ~ 未 行, 2 4 頁 (- 2 4 -) 1 行目 4 9 頁 (- 4 9 -) 2 行目 ~ 8 行 目の約 7 行分 (同一内容)	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A 414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,34 通し番号2-101
1-240	1824	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	大平外相と Z 2 2 3 韓国中央情報部長と の会談 (第 1 回) (乙 B 75)	4 頁 (- 4 -) 枠外 1 か所 8 8 頁 (- 8 7 -) 1 か所 9 8 頁 (- 9 7 -) 1 0 行目 ~ 9 9 頁 (- 9 8 -) 1 行目 9 9 頁 (- 9 8 -) 9 行目 ~ 1 0 0 頁 (- 9 9 -) 1 行目	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A 414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の うち, ,	欄記載の不開示部分の うち, ,	被告準(14)別表 9,14 通し番号3-39
1-241	1835	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	第 1 次会談における 日本側方針・協定案 (乙 A 365)	9 8 頁 ~ 1 0 6 頁 (- 9 7 - に「次 頁以下 9 頁不開示」と記載されてい る部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34
1-242	1839	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	大韓民国管轄権の限 界 (乙 A 366)	3 5 頁 (- 3 5 -) 1 4 行目 ~ 1 5 行目の約 2 行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-243	1841	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	日韓交渉における日 本政府の立場に関す る法律上の問題点 (乙 A 367)	1 5 頁 (- 1 5 -) 3 行目 ~ 8 行 目の約 6 行分 1 5 頁 (- 1 5 -) 9 行目の 1 か 所 1 5 頁 (- 1 5 -) 1 6 行目 ~ 未 行及び 1 6 頁 (- 1 5 - に「次頁不 開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-244	1847	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	韓国基本関係につい ての省内打合・方針 (乙 A 368)	3 2 頁 (- 3 2 -) 8 行目 ~ 3 3 頁 (- 3 3 -) 2 行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-245	1851	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	韓国提案基本関係条 約案 (乙 A 78)	2 0 頁 (- 2 0 -) 下側の余白の一 番左の部分 1 か所		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14,28 通し番号3-42
1-246	1857	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	日韓間の海底電線 に関する案 (乙 A 369)	5 頁 (- 5 -) 「在外資産調査 (注: かっこ内は判読不能)」と題す る一覧表の「所属」欄に記載された 法人名及び「資産価額」欄に記載さ れた数字		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 28

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
1-247	1861	平成20年5月9日 (情報公開第01166号) (甲92)	対日平和条約の朝鮮 関係 (乙A370)	6頁(－6－)5か所及び7頁 (－7－)4か所 8頁(－8－)の「昭和23年1 2月10日調 在外財産調査会」と 題する一覧表の表題部分を除いた部 分及び9頁(－9－)「在外財産推 定一覧表(個人資産及び陸海軍財産 を除く)」と題する一覧表の「民有 企業所有」「(不動産)」、「動 産」、「その他」及び「合計」欄 に記載された具体的数字		欄記載の不開示部分の うち、次の部分 ア 中の6頁(－6 －)の最初の3箇所 イ 中の (ア)「地域」欄の「朝 鮮」及び「総計」に係る 各具体的数値を除いた部 分 (イ)「朝鮮」地域に係る 次のものの各金額部分 a「民間企業所有試算 額」欄の「推定額」・ 「昭和20-8-15円 価格表示(1円=15 円)(単位百万)」 b「国有財産」 c「総計」	欄記載の不開示部分の うち、欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9
1-248	1863	平成20年5月9日 (情報公開第01166号) (甲92)	日韓貿易・金融協 定・海運協定妥結 (乙A371)	27頁～33頁(－26－に「次 頁以下7頁」と記載されている部 分) 50頁及び51頁(－42－に 「次頁以下2頁不開示」と記載され ている部分) 60頁～62頁(－50－に「次 頁以下3頁不開示」と記載されてい			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 6,34 通し番号2-102- 2
1-249		欠番						
1-250	1877	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓会談等に関する 在外公館への訓令 (乙A80)	1頁(－1－)約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,12,30 通し番号2-106 3-44
1-251	1881	平成20年5月9日 (情報公開第01175号) (甲94)	日韓交渉関係法律問 題調査集 (乙A82)	- 1 32頁(－32－)右葉 (60)25行目～26行目 - 2 33頁(－33－)左葉 (61)24行目～25行目,右葉 (62)17行目～19行目,20 行目～21行目,25行目～26行 目,28行目,34頁(－34－) 左葉(63)2行目～4行目,28 行目～30行目,右葉(64)6行 目～7行目 - 3 39頁(－39－)左葉 (73)5行目,15行目,22行 目～23行目,24行目～25行 目,右葉(74)11行目～12行 目,14行目～15行目,16行 目,40頁(－40－)左葉(7 5)3行目～4行目,8行目～9行 目,13行目～14行目,16行目 ～17行目,33行目,右葉(7 6)16行目～20行目,21行目 ～未行,41頁(－41－)左葉 (77)3行目～5行目,9行目～ 12行目,17行目～20行目,右 葉(78)2行目～4行目,6行目 ～10行目,26行目～27行目, 28行目,30行目～未行,42頁 (－42－)左葉(79)1行目～ 10行目,17行目～22行目,右 葉(80)22行目～23行目 - 4 43頁(－43－)左葉 (81)21行目～22行目,24 行目～25行目,29行目～31行 目,右葉(82)1行目～2行目 - 5 54頁(－54－)左葉 (103)31行目～未行,右葉 (104)全体,55頁全部(－5 4－に「次頁不開示」と記載されて いる部分) - 1 34頁(－34－)右葉 (64)13行目～15行目 - 2 35頁(－35－)右葉 - 1 9頁(－9－)1か所 - 2 36頁(－36－)1か所 - 3 60頁(－60－)3か所 - 4 102頁(－102－)4 か所 31頁(－31－)下から2行目 ～32頁(－32－)3行目,7行 目～10行目,15行目～未行,3 3頁(－33－)7行目～9行目		欄記載の不開示部分の うち、次の部分 ア - 1 イ - 2中の (ア) 33頁(－33 －)左葉(61)24行 目～25行目 (イ) 33頁(－33 －)右葉(62)17行 目～19行目 (イ) 33頁(－33 －)右葉(62)28行 目 (イ) 34頁(－34 －)左葉(63)2行目 ～4行目 (イ) 34頁(－34 －)左葉(63)2行目 ～4行目,28行目～3 0行目 (イ) 34頁(－34 －)右葉(64)6行目 ～7行目 ウ - 4 エ - 4	欄記載の不開示部分の うち、次の部分 ア - 2中、欄に掲 げた部分以外の部分 イ - 3 ウ - 5 エ - 1 オ - 2 カ - 3	被告準(14)別表 9,13,14 通し番号2-108 3-46
1-252	1882	平成20年5月9日 (情報公開第01169号) (甲95)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説九 (乙A83)	31頁(－31－)下から2行目 ～32頁(－32－)3行目,7行 目～10行目,15行目～未行,3 3頁(－33－)7行目～9行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,14 通し番号3-47

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分 適法部分		
1-253	1885	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	日韓請求権処理の問題点 (乙A372)	5頁(-5-)7行目～未行及び6頁(-5-)に「次頁不開示」と記載されている部分) 8頁(-7-)13行目～未行及び9頁(-7-)に「次頁不開示」と記載されている部分) 10頁(-8-)9行目～未行及び11頁(-8-)に「次頁不開示」と記載されている部分) 12頁(-9-)12行目～未行及び13頁(-9-)に「次頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-254	1892	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	対韓民間ベース経済協力方式 (乙A373)	7頁～11頁(-6-)に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-255	1905	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	雑資料 (乙A374)	3頁(-3-)1か所, 4頁(-4-)1か所		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-256	1907	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲 (乙A375)	1頁(-1-)9行目～未行及び2頁～7頁(-1-)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表27
1-257	1914	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録 (乙A376)	3頁(-3-)2か所, 4頁(-4-)11か所, 5頁(-5-)1か所, 7頁(-7-)1か所 13頁(-13-)1か所 18頁(-18-)左葉(26)左欄3行目～9行目, 18頁(-18-)右葉(27)下から3行目～2行目, 19頁(-19-)左葉(28)7行目～10行目, 21行目, 右葉(29)3行目～4行目, 6行目～11行目, 20頁(-20-)右葉(31)2行目～7行目, 21頁(-21-)左葉(32)2行目～25行目, 21頁(-21-)右葉(33)下から8行目～6行目, 4行目～3行目, 2行目～未行, 22頁(-22-)4行目～5行目, 26頁(-26-)1か所, 28頁(-28-)右葉(43)8行目～11行目, 16行目～20行目, 29頁(-29-)左葉(44)下から6行目～未行, 33頁(-33-)下から11行目～8行目, 34頁(-34-)左葉(48)下から6行目, 下から5行目及び4行目, 54頁(-54-)1か所, 56頁(-56-)左葉(90)2か所, 右葉(91)1行目～2行目, 下から2行目～未行, 57頁(-57-)左葉(92)下から6行目, 60頁(-60-)右葉(99)22行目～24行目, 62頁(-62-)左葉(102)16行目～17行目, 71頁(-71-)左葉(120)下から10行目, 下から3行目～未行, 右葉(121)1か所, 83頁(-83-)3か所, 84頁(-84-)左葉(138)1か所, 98頁(-98-)左葉(152)3か所, 右葉(153)14行目, 99頁(-99-)左葉(154)21行目, 27行目, 100頁(-100-)1か所, 101頁(-101-)3か所 15頁(-15-)5か所, 16頁(-16-)6か所, 18頁(-18-)中の上記の部分以外の不開示箇所, 19頁(-19-)中の上記の部分以外の不開示箇所, 20頁(-20-)中の上記の部分以外の不開示箇所, 21頁(-21-)中の上記の部分以外の不開示箇所, 23頁(-23-)1か所, 24頁(-24-)3か所, 25頁(-25-)1か所, 27頁(-27-)1か所, 28頁(-28-)中の上記の部分以外の不開示箇所, 29頁(-29-)中の上記の部分以外の不開示箇所, 31頁(-31-)3か所,	別紙3の2の5のとおり	欄記載の不開示部分のうち、欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9	

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断			備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
				3 2 頁 (- 3 2 -) 3 か所, 3 3 頁 (- 3 3 -) 2 か所, 3 4 頁 (- 3 4 -) 中の上記 の部分以外の不開示箇所, 3 5 頁 (- 3 5 -) 2 か所, 4 4 頁 (- 4 4 -) 7 か所, 5 6 頁 (- 5 6 -) 中の上記 の部分以外の不開示箇所, 5 7 頁 (- 5 7 -) 中の上記 の部分以外の不開示箇所, 5 8 頁 (- 5 8 -) 1 か所, 6 0 頁 (- 6 0 -) 中の上記の部分以外の不開示箇所, 6 1 頁 (- 6 1 -) 2 か所, 6 2 頁 (- 6 2 -) 1 2 か所, 6 3 頁 (- 6 3 -) 1 0 か所, 6 4 頁 (- 6 4 -) 5 か所, 6 5 頁 (- 6 5 -) 5 か所, 6 7 頁 (- 6 7 -) 3 か所, 6 8 頁 (- 6 8 -) 1 5 か所, 6 9 頁 (- 6 9 -) 2 1 か所, 7 0 頁 (- 7 0 -) 1 3 か所, 7 1 頁 (- 7 1 -) 中の上記 の部分以外の不開示箇所, 7 2 頁 (- 7 2 -) 7 か所, 7 3 頁 (- 7 3 -) 1 0 か所, 7 6 頁 (- 7 6 -) 3 か所, 7 7 頁 (- 7 7 -) 7 か所, 7 8 頁 (- 7 8 -) 2 0 か所, 7 9 頁 (- 7 9 -) 6 か所, 8 2 頁 (- 8 2 -) 2 か所, 8 4 頁 (- 8 4 -) 中の上記の部分以外の不開示箇所, 8 5 頁 (- 8 5 -) 2 か所, 8 6 頁 (- 8 6 -) 1 か所, 8 8 頁 (- 8 8 -) 2 か所, 8 9 頁 (- 8 9 -) 1 か所, 9 0 頁 (- 9 0 -) 3 か所, 9 1 頁 (- 9 1 -) 1 か所, 9 4 頁 (- 9 4 -) 1 か所, 9 5 頁 (- 9 5 -) 5 か所, 9 7 頁 (- 9 7 -) 1 か所, 9 8 頁 (- 9 8 -) 中の上記 の部分以外の不開示箇所, 9 9 頁 (- 9 9 -) 中の上記 の部分以外の不開示箇所及び1 0 2 頁 (- 1 0 2 -) 5 か所				
1-258	1915	平成20年5月9日 (情報公開第01176号) (甲97)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説三 (乙B 84)	1 1 3 頁 (- 1 1 3 -) 5 行目 ~ 6 行目 1 1 4 頁 (- 1 1 4 -) 4 行目 1 1 4 頁 (- 1 1 4 -) 5 行目 ~ 7 行目 1 2 3 頁 (- 1 2 3 -) 8 行目 ~ 1 2 4 頁 (- 1 2 4 -) 3 行目 1 2 8 頁 (- 1 2 8 -) 1 か所 1 3 0 頁 (- 1 3 0 -) 5 行目 ~ 8 行目 1 5 5 頁 (- 1 5 5 -) 1 か所 1 7 3 頁 (- 1 7 3 -) 3 か所	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A 414)による変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分のうち, , , ,	欄記載の不開示部分のうち, , , ,	被告準(14)別表 9,14,34 通し番号2-109 3-48
1-259	1916	平成20年5月9日 (情報公開第01176号) (甲97)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説四 (乙A 377)	4 2 頁 (- 4 2 -) 6 行目 ~ 8 行目 4 9 頁 (- 4 9 -) 6 行目 ~ 7 行目 7 0 頁 (- 7 0 -) 1 0 行目 ~ 1 1 行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通し番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
2-1	677	平成20年4月18日 (情報公開第00929号) (甲3)	日韓予備交渉法的地位関係会合第41～45回会合 (乙A85)	20頁(- 20 -)下から6行目～21頁(- 21 -)上から2行目の約8行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表17,32
2-2	1074	平成20年4月18日 (情報公開第00901号) (甲4)	第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第四回会合 (乙A86)	2頁(- 2 -)左から2行目～3頁(- 3 -)右から8文字		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表32
2-3	391	平成20年5月2日 (情報公開第00805号) (甲7)	日韓国交正常化交渉(祭文作成交渉と日韓条約諸協定の調印) (乙A87)	359頁～381頁(- 358 - に「次頁以下23頁不開示」と記載された部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9 通し番号1-13-2
2-4		欠番						
2-5	437	平成20年5月2日 (情報公開第00818号) (甲8)	不法入国者名簿 (乙A89)	124頁(- 27 -)下から2行目～125頁(- 28 -)上から3行目の約5行分 184頁及び185頁(- 59 - に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表18
2-6		欠番						
2-7		欠番						
2-8		欠番						
2-9	1037	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓予備会議開催 (乙A93)	5頁(- 5 -)左から約3行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9,34 通し番号1-27
2-10	1046	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録 (乙B94)	10頁(- 10 -)右から4行目～5行目の約2行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9,12,17,32 通し番号1-30
2-11	1052	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓交渉に関する第1回各省打合会次第 (乙A95)	19頁(- 19 -)左から2行目～1行目の約1行分 20頁(- 20 -)左から1行目～21頁(- 21 -)右から5行目の約6行分 41頁(- 41 -)左から1行目～42頁(- 42 -)右から4行目の約5行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表17,32
2-12	1054	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談無期休会案 (乙A96)	3頁(- 3 -)左から1行目～4頁(- 4 -)右から2行目の約3行分 10頁(- 10 -)左から3行分 17頁(- 17 -)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9,34 通し番号1-34-2
2-13	1055	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談継続の可否について (乙A97)	4頁(- 4 -)下段(休会する場合)右から2行目～5行目の約3行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表34
2-14	1062	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談決裂善後対策 (乙A46)	4頁(- 4 -)左から3行目～5頁(- 5 -)右から4行目の約7行分 17頁右から3行目～20頁(- 17 - 及び - 17 - に「次頁以下3頁不開示と記載された部分」)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表13,14,34 通し番号3-3
2-15		欠番						
2-16	1171	平成20年5月2日 (情報公開第01005号) (甲20)	日韓予備交渉(第51～60回会合) (乙A99)	60頁(- 60 -)下から5行目～61頁(- 61 -)上から1行目の約6行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9,12 通し番号1-45
2-17		欠番						
2-18	1243	平成20年5月2日 (情報公開第01119号) (甲22)	日韓条約諸協定の実施状況 (乙A101)	55頁(- 55 -)上から4行目～7行目の約3行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表34

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
2-19	1298	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	請求権についての法律問題 (乙A102)	38頁(-32-)左から3行分 52頁(-45-)及び53頁 (-46-)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,15 通し番号1-47
2-20	1302	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	在韓私有財産権放棄 と国内補償問題 (乙A103)	3頁(-3-)右から3行目～5 行目の約3行分 7頁右から4行目～14頁(-7- 及び-7-に「次頁以下7頁不開 示」と記載された部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 15
2-21	1306	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓間請求権特別取 極の諸様式について (乙A104)	2頁(-2-)枠外上約6行分及び 右から2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9 通し番号1-53
2-22	315	平成20年5月9日 (情報公開第00596号) (甲25)	日韓問題に関するZ 272アジア局長・ Z227公使会談要 旨 (乙A22)	49頁(-49-)枠外		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 18
2-23		欠番						
2-24	321	平成20年5月9日 (情報公開第00596号) (甲25)	Z108次官,Z2 27公使会談要旨 (乙A24)	5頁(-5-),5頁(-5-)直後の 1枚		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
2-25	322	平成20年5月9日 (情報公開第00596号) (甲25)	Z257,Z227 会談要旨 (乙A105)	16頁(-16-)1行目及び17 頁(-17-)右から4行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 16,30
2-26	350	平成20年5月9日 (情報公開第00597号) (甲26)	日韓会談に対する見 方 (乙A106)	1頁(-1-)約4行分 2頁(-2-)2行目～10行目 の9行分 8頁(-8-)6行目～7行目の 2行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 34
2-27	386	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	宮内庁書陵部所蔵の 書籍 (乙A107)	22頁(-22-)下から2行目～ 23頁(-23-)上から3行目の 約5行分及び25頁～28頁(-2 4-に「次頁以下5頁不開示」と記 載された部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30 通し番号1-60
2-28	506	平成20年5月9日 (情報公開第01100号) (甲31)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説八 (乙A108)	299頁(-292-)3行目～7 行目の約4行分,301頁(-29 4-)1行目～2行目,4行目～5 行目及び8行目～9行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9 通し番号1-69
2-29	520	平成20年5月9日 (情報公開第00830号) (甲33)	Z237自民党副総 裁等訪韓議員団名簿 (乙A109)	8頁(-8-)下から4行目～9 頁上から4行目の約8行分 9頁(-9-)下から2行の約1 行分 10頁(-10-)上から7行目 ～8行目の約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34
2-30	718	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝に臨む 日本側の基本方針 (乙A110)	38頁(-21-)下から5行目 ～39頁(-22-)上から5行目 の約10行分 42頁(-25-)下から2行目 ～43頁(-26-)上から2行目 の約4行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,17,32 通し番号1-97
2-31	749	平成20年5月9日 (情報公開第01087号) (甲47)	Z169事件について (黒山群島付近に おける衝突事件) (乙A38)	1頁(-1-)の上から3行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 29 通し番号4-5
2-32	1116	平成20年5月9日 (情報公開第00906号) (甲49)	Z228文庫現状 (乙A111)	73頁(-44-)下から5行目 ～3行目の約2行分 157頁(-72-)上から5行 目～6行目の約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30 通し番号1-101
2-33	1120	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	日韓文化財引渡し打 合わせ会 (乙A112)	29頁(-28-に「次頁不開示」 と記載されている部分)及び107 頁(-106-)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30 通し番号1-105
2-34	1126	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉 の記録(再開第6 次会談) (乙B113)	64頁(-64-)上から4行分	平成23年8月29日(情報 公開第01607号)(乙 A414)による変更決定 後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34
2-35		欠番						

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
2-36	1139	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	対韓国強硬措置に関する会議関係の件 (乙A114)	13頁(-13-)5行目~10 行目の約6行分 45頁(-45-)6行目~15 行目の約8行分 54頁(-54-)上から6行目 ~12行目の7行分 58頁(-58-)上から5行目 ~59頁(-59-)1行目の9行 分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34
2-37	1143	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	日韓会談が不調に終 わった場合にとるべき 措置(試案)の大意 (乙A115)	2頁(-2-)6行目~8行目の3 行分及び11頁(-11-)9行目 ~11行目の約3行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34
2-38	1144	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	対韓牽制措置および 強硬措置として想定 しうる手段(試案) (乙A116)	8頁(-8-)上から3行目~7行 目の約5行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 13,34
2-39	1162	平成20年5月9日 (情報公開第01142号) (甲55)	日韓予備交渉漁業関 係会合日韓主宣問の 非公式会合について (乙A117)	7頁(-7-)下から1行目~8 頁(-8-)上から1行目の約2行 分 48頁(-48-)上から6行分 98頁(-98-)上から2行目 ~4行目の3行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 12
2-40	1257	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓関係の調整 (乙A118)	3頁(-3-)枠外上の約4行分と 右から4行目下の2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,34 通し番号1-120
2-41	1261	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓全面会談の開催 とその決裂 (乙A119)	2頁(-2-)5行目~7行目の約 2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,32,34 通し番号1-123
2-42		欠番						
2-43		欠番						
2-44		欠番						
2-45	1316	平成20年5月9日 (情報公開第01161号) (甲60)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説十二 (乙A123)	278頁(-275-)3行目~ 4行目の約1行分及び9行目~11 行目の約3行分 283頁(-280-)3行目~ 5行目の約2行分,317頁(-3 11-)上から2行目~8行目の約 6行分,334頁(-327-)に 「次頁不開示分」と記載された部 分) 346頁(-339-)5行目~ 347頁(-340-)2行目の約 8行分 372頁(-365-)直後の2 頁分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,30 通し番号1-128
2-46	1349	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	請求権に関する一般 的問題点 (乙A124)	4頁(-3-)上から4行目~5行 目の約2行分及び下から3行目の左 側の2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9 通し番号1-130
2-47	1374	平成20年5月9日 (情報公開第01145号) (甲62)	日韓会談における請 求権問題の未解決点 について (乙A125)	6頁(-6-)5行目~6行目の約 2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
2-48	1376	平成20年5月9日 (情報公開第01145号) (甲62)	韓国に対する経済協 力政策 (乙A126)	2頁(-2-)7行目8文字分 4頁(-4-)7行目~15行目 の約9行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
2-49	1399	平成20年5月9日 (情報公開第01149号) (甲64)	アジア局重要懸案処 理日報抜粋 (乙A42)	245頁(-238-)3行目ま で及び5行目~9行目の5行分 246頁(-239-)12行目 ~247頁(-240-)2行目の 約10行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 13,14,34 通し番号3-21 4-9
2-50	1408	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)	第5次日韓会談に対 する日本側基本方針 決定のための各省打 合会議 (乙A127)	12頁(-12-)1行目~7行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,32 通し番号1-147
2-51		欠番						
2-52	1421	平成20年5月9日 (情報公開第01132号) (甲66)	日韓会談に関するZ 257代表の講話 (乙A129)	23頁(-23-)右から4行目 ~5行目の2行分 44頁~51頁(-42-)に「次 頁以下8頁不開示」と記載された部 分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 13
2-53		欠番		32				

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
2-54		欠番						
2-55	1472	平成20年5月9日 (情報公開第01167号) (甲70)	日韓問題に関するZ 211 論説 (乙A132)	18頁(-18-)の約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 1
2-56		欠番						
2-57		欠番						
2-58		欠番						
2-59	1556	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	在日韓国人の処遇問題 関係資料(昭和34年 11~12月) (乙A136)	9頁(-9-)の約4行分及び12 0頁(-117-)上から3行目~ 152頁(-117-)に「次頁以下 33頁不開示」と記載されている部 分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 20 通し番号1-158
2-60	1576	平成20年5月9日 (情報公開第01133号) (甲76)	在日韓国人の法的地位 問題中永住権の解決 方法 (乙A137)	8頁(-8-)6行目の6文字		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 32
2-61	1600	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	請求権の経緯及び解 決方針(昭和34年 1~4月) (乙A138)	15頁(-15-)最終行~16頁 (-16-)10行目の約11行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,21 通し番号1-175
2-62		欠番						
2-63		欠番						
2-64	1607	平成20年5月9日 (情報公開第01160号) (甲78)	日韓漁業協力 (乙A141)	1頁~4頁(-1-)に「前4頁不開 示」と記載されている部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 12
2-65	1608	平成20年5月9日 (情報公開第01160号) (甲78)	漁業借款 (乙A142)	9頁~14頁(-8-)に「次頁以下 6頁不開示」と記載されている部 分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 12
2-66	1618	平成20年5月9日 (情報公開第01092号) (甲79)	日韓問題に関する各 種会談 (乙B143)	179頁(-179-)上から2 行目~5行目の約3行分 265頁(-265-)の約3行 分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 22,23 通し番号1-178
2-67	1624	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	平和条約に基き発生 する日鮮間の交渉案 件(昭和26年10 月) (乙A144)	4頁(-2-)の「八 賠償問題及 び国内韓国人財産の連合国財産扱 」の項にあり、左から2行目からの約 1行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9 通し番号1-180
2-68	1627	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓両国間の基本関 係調整に関する方針 (昭和26年10 月) (乙B145)	6頁(-6-)の右から4行目及 び5行目の約2行分 10頁(-10-)右から6行目 及び7行目の約1行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,17,32,34 通し番号1-182
2-69		欠番						
2-70	1631	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓問題に関する定 例打合せ(第1~8 回)(昭和26年1 2月) (乙B147)	17頁(-17-)7行目及び8 行目の約2行分,同頁12行目及び 13行目の約1行分,18頁(-1 8-)3行目~5行目の約3行分 31頁(-31-)の約1行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,34
2-71	1632	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓交渉処理要領案 (昭和27年作成) (乙A148)	9頁(-9-)6行目~10行目の 約4行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,12 通し番号1-185
2-72	1636	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談省内打合せ (昭和27年3月) (乙A149)	26頁(-23-)最終行の約1行 分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9 通し番号1-189
2-73		欠番						
2-74		欠番						
2-75		欠番						
2-76		欠番						
2-77		欠番						
2-78		欠番						
2-79	1686	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓問題に関する米 側トーキングペー パー (乙A66)	27頁(-27-)11行目~15 行目の約5行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34 通し番号3-29

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
2-80	1689	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	対韓援助調整 (乙A156)	4頁(-4-)の約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
2-81		欠番						
2-82		欠番						
2-83		欠番						
2-84		欠番						
2-85		欠番						
2-86		欠番						
2-87	1743	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓経済協力 (乙A162)	5頁(-5-)12行目及び13行 目の約1行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9 通し番号1-204
2-88	1748	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓経済協力試案 (乙A163)	6頁(-6-)4行目及び5行目の 約1行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9 通し番号1-209
2-89	1787	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	日韓会談今後の進め 方 (乙A72)	2頁(-2-)2行目～8行目の 約7行分 58頁(-58-)3行目～5行 目の約3行分及び59頁(-59 -)2行目～5行目の約3行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 12,14,27,32 通し番号1-228 3-35
2-90		欠番						
2-91		欠番						
2-92	1793	平成20年5月9日 (情報公開第01154号) (甲88)	日韓条約及び諸協定 関係対米折衝(来 電:昭和36年) (乙A166)	61頁(-61-)本文2行目～5 行目の約3行分並びに6行目及び7 行目の約1行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
2-93	1796	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	日韓関係に関する在 京米大使館の内話 (乙B167)	16頁(-16-)6行目～18頁 (-17-)3行目の約2頁分(- 16-に「次頁不開示」と記載され ている部分を含む)	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,34 通し番号1-231
2-94		欠番						
2-95		欠番						
2-96	1805	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	大平大臣、ラスク長 官会談 (乙B170)	15頁(-14-)16行目～1 6頁(-15-)6行目の約10行 分 18頁(-17-)4行目～16 行目の約13行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34
2-97		欠番						
2-98		欠番						
2-99		欠番						
2-100		欠番						
2-101		欠番						
2-102		欠番						
2-102- 2	1863	平成20年5月9日 (情報公開第01166号) (甲92)	日韓貿易・金融協 定・海運協定妥結 (乙A371)	27頁～33頁(-26-に「次 頁以下7頁」と記載されている部 分) 50頁及び51頁(-42-に 「次頁以下2頁不開示」と記載され ている部分) 60頁～62頁(-50-に「次 頁以下3頁不開示」と記載されてい			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 6,34 通し番号1-248
2-103		欠番						
2-104		欠番						
2-105		欠番						
2-106	1877	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓会談等に関する 在外公館への訓令 (乙A80)	16頁(-16-)の約2行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,12,30 通し番号1-250 3-44
2-107	1878	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	韓国政変 (乙A178)	1頁(-1-)4か所,2頁(- 2-)8か所,3頁(-3-)12 か所,4頁(-4-)12か所,5 頁(-5-)12か所 8頁(-8-)2行目～3行目の 約1行分		欄記載の不開示部分の うち,	欄記載の不開示部分の うち,	被告準(14)別表 34
2-108	1881	平成20年5月9日 (情報公開第01175号) (甲94)	日韓交渉関係法律問 題調査集 (乙A82)	103頁(-103-)左葉(20 3)28行目～右葉(204)2行 目の約6行分,9行目～13行目の 約5行分,18行目及び19行目の 約2行分及び104頁(-104 -)の右葉(206)12行目～2 2行目の約11行分			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9,13,14 通し番号1-251 3-46

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
2-109	1915	平成20年5月9日 (情報公開第01176号) (甲97)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説三 (乙B84)	242頁(- 242 -)最終行の約 1行分, 243頁及び244頁(- 242 - に「以下2頁不開示」と記 載されている部分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,14,34 通し番号3-48 1-258

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
3 - 1	902	平成20年5月2日 (情報公開第00891号) (甲13)	拿捕事件対策	全部		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 11, 33 通し番号4-6-2
3 - 2		欠番						
3 - 3	1062	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談決裂善後対 策(乙A46)	9頁(- 9 -)の最初から約7行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 13, 14, 34 通し番号2-14
3 - 4	1070	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	対韓関係当面の対処 方針(案)(乙A 47)	23頁(- 23 -)最初から3行目		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-41
3 - 5	1236	平成20年5月2日 (情報公開第01119号) (甲22)	日韓条約の解釈の食 違い点に関する処理 方針(案)	全部			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 14, 33
3 - 6	1237	平成20年5月2日 (情報公開第01119号) (甲22)	日韓条約の解釈の相 違点に関する韓国側 の説明について	全部			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 14, 33
3 - 7	1340	平成20年5月2日 (情報公開第01089号) (甲24)	日韓会談説明用資料 (乙A48)	2頁～3頁(- 2 - ～ - 3 -)の 約10行分 5頁～6頁(- 5 - 及び - 5 - に 「次頁不開示」と記載された部分) の約4行分 9頁～10頁(- 8 - ～ - 9 -) の約9行分及び約3行分 16頁(- 15 -)の約2行分及 び17頁(- 16 -)の約4行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-58
3 - 8	1342	平成20年5月2日 (情報公開第01089号) (甲24)	日韓会談諸懸案の現 状(乙A49)	9頁(- 9 -)の下から約8行分 18頁(- 18 -)の約7行分 24頁(- 24 -)枠外記載部分 及び下から3行分及び25頁～29 頁(- 24 - に「次頁以下5頁不開 示」と記載している部分) 41頁(- 36 -)の上から2行 目以下		欄記載の不開示部分の うち, , 及び	欄記載の不開示部分の うち,	被告準(14)別表 14
3 - 9	480	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓間諸懸案の現状 とその対策 (乙A25)	36頁(- 36 -), 40頁(- 4 0 -), 41頁(- 41 -)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14
3 - 10	523	平成20年5月9日 (情報公開第00830号) (甲33)	Z237副総裁に同行 訪韓したZ17大使の Z231局長に 対する報告要旨 (乙A26)	4頁(- 4 -), 16頁(- 16 -)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14
3 - 11	651	平成20年5月9日 (情報公開第00858号) (甲40)	日韓予備交渉第11 ～20回会合記録 (乙A50)	86頁(- 86 -)の約3行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14
3 - 12	652	平成20年5月9日 (情報公開第00858号) (甲40)	日韓予備交渉第21 ～25回会合記録 (乙A51)	7頁(- 7 -)の約6行分 23頁(- 23 -)の約3行分 28頁(- 28 -)の下から約3 行分, 29頁(- 29 -)の上か ら2～3行目の約1行分及び約8行 分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-92
3 - 13	690	平成20年5月9日 (情報公開第00861号) (甲43)	Z249局長・Z5 4課長会談要旨 (乙A52)	116頁(- 116 -)の約3行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-95
3 - 14		欠番						
3 - 15	720	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝第2回 会談記録 (乙A54)	16頁～25頁(- 16 - に「次頁 以下9頁不開示」と記載されてい る部分), 35頁～40頁(- 26 - に「次頁 以下5頁不開示」と記載されてい る部分)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
3 - 16	910	平成20年5月9日 (情報公開第01159号) (甲48)	日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題) (乙A40)	186頁(-184-)上から3行目～約8行分 197頁(-195-)下から5行目～198頁(-195-)に「次頁不開示」と記載された部分)及び199頁(-196-)上から5行目 202頁(-199-)上から2行目～203頁(-200-)下から1行目, 204頁(-201-)上から4行分, 205頁及び206頁(-201-)に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分), 207頁(-202-)上から3行分 214頁(-209-)下から3行分 219頁(-214-)上から12行分 220頁(-215-)上から1行目～221頁 243頁(-237-)下から4行分及び244頁(-237-)に		欄記載の不開示部分のうち, (ただし, このうち, 昭和29年当時, 日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解に係る部分), (ただし, このうち昭和40年当時, 韓国朴正熙大統領(当時)が2275在韓米国大使(当時)に述べた竹島問題についての具体的な見解に係る部分)及び	欄記載の不開示部分のうち, 欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表14 通し番号4-7
3 - 17	1124	平成20年5月9日 (情報公開第00909号) (甲51)	日韓国交正常化交渉の記録(総説・目次・平和条約発効前の日韓関係と日韓会談予備会談) (乙A55)	136頁(-136-)下から約2行分～137頁(-137-)上から約3行分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表14
3 - 18	1127	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル) (乙B56)	35頁(-35-)及び36頁(-36-)	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	欄記載の不開示部分のうち, 次の部分 a 「韓国側の竹島一方の点拠という事態が無期限に継続することに継続することになるおそれが大である。」との文言 b 韓国側の対案や韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由に係る部分	欄記載の不開示部分のうち, 韓国側の対案に対する日本側の具体的な解決策に係る部分	被告準(14)別表14, 34 通し番号2-35
3 - 19	1248	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓関係の打開について(乙A57)	13頁(-11-)の7行目～8行目の約2行分, 11行目～13行目及び14頁(-11-)に「次頁不開示」と記載された部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 14 通し番号1-119
3 - 20	1287	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓会談議題の問題点(乙A58)	69頁(-65-)のうち 3行目及び4行目の約1行分及び 6行目～8行目の3行分		欄記載の不開示部分のうち,	欄記載の不開示部分のうち,	被告準(14)別表9, 14 通し番号1-124
3 - 21	1399	平成20年5月9日 (情報公開第01149号) (甲64)	アジア局主要懸案処理日報抜粋(乙A42)	111頁(-111-)の下から6行目～5行目の約3行分及び112頁(-112-)上から2行目～4行目の約3行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表13, 14, 34 通し番号2-49 4-9
3 - 22		欠番						
3 - 23		欠番						
3 - 24	1523	平成20年5月9日 (情報公開第01144号) (甲73)	日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨(乙A61)	8頁(-8-)の右から4行目～6行目の約3行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表13
3 - 25	1630	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	遣韓使節の使命と行動基準(昭和26年12月)(乙A62)	3頁(-3-)の左から3行目～1行目の約3行分 8頁(-8-)の右から6行目～7行目の約2行分 9頁(-9-)の左から2行目～10頁(-10-)の右から4行目の約6行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表10
3 - 26	1671	平成20年5月9日 (情報公開第01097号) (甲81)	Z224大使・Z225公使会談(乙A63)	16頁(-16-)の右から2行目～4行目の約3行分 19頁(-19-)の左から2行目～1行目の約1行分 22頁(-22-)の右から4行目～23頁(-23-)の右から1行目の約5行分		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 12, 13, 14 通し番号1-192
3 - 27	1675	平成20年5月9日 (情報公開第01098号) (甲82)	日韓会談再開問題(乙A64)	106頁～111頁(-105-)に「次頁以下6頁不開示」と記載された部分) 116頁～118頁(-109-)に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分) 149頁～151頁(-139-)に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分) 153頁(-140-)に「次頁不開示」と記載された部分) 161頁～168頁(-148-)に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分) 210頁～218頁(-189-)に「次頁以下9頁不開示」と記載された部分)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 14 通し番号1-194

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
3 - 28	1676	平成20年5月9日 (情報公開第01098号) (甲82)	Z 2 4 0 米大使との 会談(乙A 65)	5 5 頁 (- 5 5 -) の約 1 0 文字分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 13
3 - 29	1686	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓問題に関する米 側トーキングペー パー(乙A 66)	3 5 頁 (- 3 5 -) の上から 1 3 行 目～ 1 7 行目の約 4 行分, 4 2 頁 (- 4 2 -) の上から 1 1 行目～ 1 7 行目の約 6 行分, 4 9 頁 (- 4 9 -) の下から 5 行目～ 5 0 頁 (- 5 0 -) の上から 3 行目の約 7 行分, 5 7 頁 (- 5 7 -) の下から 5 行目 ～ 5 8 頁 (- 5 8 -) の上から 3 行 目の約 7 行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34 通し番号2-79
3 - 30	1695	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓会談に関する在 韓米大使館参事官の 内話(乙B 67)	1 9 頁及び 2 0 頁 (- 1 8 - に 「次頁以下 2 頁不開示」と記載され た部分) 2 1 頁 (- 1 9 -) 下から 3 行目 ～ 2 2 頁 (- 2 0 -) 下から 4 行目 の約 1 8 行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A 414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14, 34 通し番号2-83
3 - 31	1696	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓会談の現況等 (乙A 68)	2 1 頁 (- 2 1 -) 下から 1 行目 ～ 2 2 頁 (- 2 2 -) 上から 2 行目 の約 2 行分 2 2 頁 (- 2 2 -) 下から 5 行目 ～ 4 行目の約 1 行分及び枠外の記載 部分		欄記載の不開示部分の うち,	欄記載の不開示部分の うち,	被告準(14)別表 14
3 - 32	1728	平成20年5月9日 (情報公開第01101号) (甲85)	Z 2 3 1 アジア局 長・Z 2 9 7 大使会 談 (乙A 69)	1 1 頁 (- 1 1 -) 上から約 3 行目 及び 1 2 頁 (- 1 2 -) 2 行目の約 1 1 行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14
3 - 33	1783	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	日韓会談における双 方の立場(昭和 3 9 年 4 月)(乙A 70)	3 1 頁 (- 3 1 -) 下から 2 行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14
3 - 34	1786	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	韓国側希望と日本側 方針(昭和 3 9 年 1 0 ～ 1 2 月) (乙A 71)	5 8 頁 (- 5 8 -) 下から 7 行目～ 3 行目の約 4 行分 5 9 頁 (- 5 9 -) 上から 1 行目～ 8 行目の約 7 行分 7 0 頁 (- 7 0 -) 下から 7 行目～ 3 行目の約 4 行分 7 1 頁 (- 7 1 -) 上から 1 行目～ 8 行目の約 7 行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14
3 - 35	1787	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	日韓会談今後の進め 方(乙A 72)	1 3 頁 (- 1 3 -) 上から 2 行目 ～ 5 行目の約 4 行分 3 8 頁 (- 3 8 -) 下から 5 行目 ～ 1 行目の約 4 行分		欄記載の不開示部分の うち,	欄記載の不開示部分の うち,	被告準(14)別表 12, 14, 27, 32 通し番号1-228 2-89
3 - 36	1809	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	韓国政情に関するア ジア局長と在京米大 使館公使との会談 (乙B 73)	1 6 頁 (- 1 6 -) 下から 9 行目～ 8 行目の約 1 行分, 下から 6 行目及 び同 4 行目のいずれも 1 単語	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A 414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-238
3 - 37	1822	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	Z 2 2 3 中央情報部 長訪日(乙A 44)	4 8 頁 (- 4 8 -) 下から 3 行目～ 4 9 頁 (- 4 9 -) 上から 3 行目の 約 6 行分 5 1 頁 (- 5 1 -) 下から 4 行目～ 5 2 頁 (- 5 2 -) 上から 2 行目の 約 6 行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14, 34 通し番号4-11
3 - 38	1823	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	Z 2 2 3 中央情報部 長訪米(乙B 74)	2 1 頁 (- 2 1 -) 上から 2 行目～ 6 行目の約 5 行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A 414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14, 34 通し番号2-102
3 - 39	1824	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	大平外相とZ 2 2 3 韓国中央情報部長と の会談(第 1 回) (乙B 75)	1 5 頁 (- 1 4 - に「次頁不開 示」と記載された部分) 3 1 頁 (- 3 0 -) 1 行目～ 4 行 目の約 4 行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A 414)による変更決 定後のもの。		欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-240
3 - 40	1825	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	池田総理・Z 2 2 3 韓国中央情報部長会 談(乙A 76)	1 8 頁 (- 1 8 -) 上から 2 行目～ 3 行目の約 2 行分 3 7 頁 (- 3 7 -) 上から 2 行目～ 4 行目の約 2 行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14
3 - 41	1826	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	大平外相・Z 2 2 3 部長会談(第 2 回) (乙B 77)	1 2 頁 (- 1 2 -) 下から 3 行目～ 1 3 頁上から 4 行目 (- 1 2 - に 「次頁不開示」と記載された部分) の約 7 行分 2 4 頁 (- 2 3 -) 下から 7 行目～ 1 行目の約 7 行分 3 5 頁 (- 3 4 -) 下から 7 行目～ 1 行目の約 7 行分	平成23年12月21日(情 報公開第02718号)(乙 A 490)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14
3 - 42	1851	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	韓国提案基本関係条 約案(乙A 78)	3 6 頁 (- 3 6 -) 欄外上部約 3 行 分及び欄外左部 2 行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14, 28 通し番号1-245

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
3 - 43	1876	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓会談等に関する 在外公館からの報告 (乙B79)	4～6頁(- 3 - に「次頁以下3頁 不開示」と記載された部分)	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	記載の不開示部分の うち、欄に掲げた部分 を除いた部分(在フランス 大使が任国政府担当職員 から聴取した領土問題の 処理状況及びこの情報を 入手した経緯等並びに電 信文の様式に係る事項)	欄記載の不開示部分の うち、欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 14,34 通し番号2-105
3 - 44	1877	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓会談等に関する 在外公館への訓令 (乙A80)	144頁(- 144 -)上から6行 目～13行目の約8行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,12,30 通し番号1-250 2-106
3 - 45	1879	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓交渉の現状(乙 B81)	48頁(- 48 -)下から9行目～ 8行目の約1行分,下から6行目及 び同4行目のいずれも1単語	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 14
3 - 46	1881	平成20年5月9日 (情報公開第01175号) (甲94)	日韓交渉関係法律問 題調査書(乙A82)	117頁(- 116 -)及び118 頁(- 116 - に「次頁不開示」と 記載された部分)		欄記載の不開示部分の うち、竹島問題に関して 国際司法裁判所へ付託す る際の手続の内容	欄記載の不開示部分の うち、欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9,13,14 通し番号1-251 2-108
3 - 47	1882	平成20年5月9日 (情報公開第01169号) (甲95)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説九(乙 A83)	158頁(- 158 -)「竹島問 題」の項の下から6行目～2行目の 約4行分, 334頁(- 334 -)「5竹島問 題」の項の上から2行目～4行目の 約3行分と下から5行目～1行目の 約4行分		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,14 通し番号1-252
3 - 48	1915	平成20年5月9日 (情報公開第01176号) (甲97)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説三(乙 B84)	240頁(- 240 -)「三 長期 的対策」の項の右から6行目の一部	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9,14,34 通し番号1-258 2-109

通し番号	不開示決定				当裁判所の判断		備考欄	
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分		適法部分
4-1	964	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	朴議長一行名簿、日程、接伴要領 (乙A30)	1頁以下4頁不開示」と記載された部分			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表34
4-2	966	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	朴議長訪日に際する警備対策	全部			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表34
4-3	713	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	韓国親善使節団の来訪 (乙A27)	20頁(- 20 -)直後の2枚			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表34
4-4		欠番	欠番					
4-5	749	平成20年5月9日 (情報公開第01087号) (甲47)	Z169事件について(黒山群島付近における衝突事件) (乙A38)	1頁(- 1 -)の上から3行分と4頁(- 3 - に「次頁不開示」と記載された部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表29 通し番号2-31
4-6	750	平成20年5月9日 (情報公開第01087号) (甲47)	韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について (乙A39)	18頁～22頁(- 17 - に「次頁以下5頁不開示」と記載された部分)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表31
4-6-2	902	平成20年5月2日 (情報公開第00891号) (甲13)	拿捕事件対策	全部		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表11, 33 通し番号3-1
4-7	910	平成20年5月9日 (情報公開第01159号) (甲48)	日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題) (乙A40)	11頁及び12頁(- 10 - に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表14 通し番号3-16
4-8	1137	平成20年5月9日 (情報公開第01155号) (甲53)	日本政府の押収した朝鮮船舶及びその返還 (乙A41)	(- 23 -)～34頁(- 34 -)《ただし、28頁(- 28 -)左側の黒塗り部分は法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。》、36頁(- 36 -)～38頁(- 38 -)、40頁(- 40 -)及び43頁(- 43 -)の各不開示部分 海上保安庁作成にかかる抑留中の朝鮮又は船種不明の船舶一覧表(52頁～61頁(- 51 - に「次頁以下10頁不開示」と記載された部分) 抑留中の韓国籍船舶の名称(63頁(- 52 - に「次頁不開示」と記載された部分) 海上保安庁から賠償庁に於てた抑留した韓国籍船舶に関する情報(65頁(- 54 -)～67頁(- 56 -)の各不開示部分) 不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の調査表(81頁～115頁(- 69 - に「次頁以下35頁不開示」と記載された部分) 韓国拿捕船の具体的名称(119頁(- 73 -)及び121頁(- 75 -)の各不開示部分) 海上保安庁作成の抑留船舶の調査報告(129頁～130頁(- 82 - に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分)及び131頁(- 83 -)の不開示部分) 不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の具体的名称等(140頁(- 92 -)～145頁(- 97 -)、147頁(- 99 -)～151頁(- 103 -)の各不開示部分《ただし、140頁(- 92 -)左側の黒塗り部分、141頁(- 93 -)左側の黒塗り部分、142頁(- 94 -)左から1つ目及び2つ目の黒塗り部分、144頁(- 96 -)右から2つ目の黒塗り部分、145頁(- 97 -)右側の黒塗り部分、147頁(- 99 -)右側の黒塗り部分、148頁(- 100 -)右側の黒塗り部分、149頁(- 101 -)右側の黒塗り部分及び150頁(- 102 -)右側の黒塗り部分はいずれも法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。》 韓国抑留船舶の具体的名称等(155頁及び156頁(- 106 - に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分及び157頁(- 107 -)の不開示部分) 保管費用調査の対象となった韓国抑留船舶の具体的名称及び保管場所等(160頁～166頁(- 109 - 「次頁以下7頁不開示」と記載された部分及び167頁(- 110 -)の不開示部分) 韓国抑留船舶の具体的名称(170頁(- 113 -)の不開示部分) 韓国没収船舶の具体的名称(172頁(- 115 -)及び173頁(- 116 -)の各不開示部分《ただし、173頁(- 116 -)右から1つ目、3つ目の黒塗り部分は法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。》 韓国返還船舶又は抑留船舶の具体的名称(180頁(- 123 -)～189頁(- 132 -)、191頁(- 134 -)、192頁(- 135 -)の各不開示部分《ただし、183頁(- 126 -)左側の黒塗り部分、184頁(- 127 -)下の黒塗り部分、185頁(- 128 -)左側から1つ目の黒塗り部分の大部分及び2つ目の各黒塗り部分、186頁(- 129 -)黒塗り部分の大部分、189頁(- 132 -)左側から1つ目、2つ目の黒塗り部分及び3つ目の各黒塗り部分の大部分、191頁(- 134 -)一番左側の一部及び一番右側を除いた各黒塗り部分、192頁(- 135 -)下の黒塗り部分の大部分及び上の黒塗り部分はいずれも法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。》、244頁(- 187 -)及び246頁(- 189 -)の各不開示部分、251頁(- 194 -)～254頁(- 197 -)の各不開示部分《ただし、252頁(- 195 -)の右から3行目の黒塗り部分は、法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。》	欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表5		
4-9	1399	平成20年5月9日 (情報公開第01149号) (甲64)	アジア局主要懸案処理日報抜粋 (乙A42)	179頁最下部及び180頁～186頁(- 179 - 及び - 179 - に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表13,14,34 通し番号2-49 3-21

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
4-10	1544	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	対韓交渉方針決定 (乙A43)	10頁～15頁(・9・に「次頁以下6頁不開示」と記載された部分)		欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表11
4-11	1822	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	Z 2 2 3 中央情報部長訪日 (乙A44)	5頁～7頁(・5・)～(・7・), 9頁～11頁(・9・)～(・11・), 14頁～17頁(・14・)～(・17・)			欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表14, 34 通し番号3-37

通し番号	不開示決定					当裁判所の判断		備考欄
	文書番号	不開示決定日・処分通知番号	不開示文書の題名	不開示部分	変更決定	取消部分	適法部分	
5 - 1	964	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	朴議長一行名簿, 日程, 接件要領 (乙A30)	103頁(-99-), 104頁 (-100-), 105頁(-101-)			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 34 通し番号4-1
5 - 2		欠番						
6 - 1	1140	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打合せ会議議事概要	全部			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 13, 33
6 - 2	1141	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	李ライン水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の見解に関する件 (乙A31)	1頁(-1-)直前の20枚			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 13, 33
6 - 3	1142	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する件	全部			欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 13, 33
8 - 1	741	平成20年5月9日 (情報公開第01136号) (甲46)	李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要 (乙A36)	1頁(-1-)下から3行目以下9頁		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34
8 - 2	1128	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル) (乙A37)	133頁(-133-)~134頁 (-134-)(なお, これは, 乙A37中の12-131頁~12-133頁である。)		欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9, 15, 27, 34 通し番号1-109